

平成26年第1回美幌町議会定例会会議録

平成26年 3月 6日 開会

平成26年 3月19日 閉会

平成26年 3月 6日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について
[平成 25 年度美幌町一般会計補正予算 (第 8 号)]
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認について
[平成 25 年度美幌町一般会計補正予算 (第 9 号)]
- 日程第 6 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 1 号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
- 日程第 8 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 3 号 美幌町債権管理条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 平成 25 年度美幌町一般会計補正予算 (第 10 号) について
- 日程第 11 議案第 5 号 平成 25 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 12 議案第 6 号 平成 25 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 13 議案第 7 号 平成 25 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 14 議案第 8 号 平成 25 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 15 議案第 9 号 平成 25 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 16 議案第 10 号 平成 25 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 17 議案第 11 号 美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 18 議案第 12 号 美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 13 号 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 14 号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 15 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 16 号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 17 号 指定管理者の指定について (美幌峠レストハウス展望休憩室)
- 日程第 24 議案第 18 号 指定管理者の指定について (美幌ターミナル物産センター)
- 日程第 25 議案第 19 号 指定管理者の指定について (美幌町職業訓練センター)
- 日程第 26 議案第 20 号 指定管理者の指定について (農業実習施設、休憩施設、森林公園及び農村公園)
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 26 年度美幌町一般会計予算について
- 日程第 28 議案第 22 号 平成 26 年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 26 年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第30 議案第24号 平成26年度美幌町介護保険特別会計予算について
 日程第31 議案第25号 平成26年度美幌町公共下水道特別会計予算について
 日程第32 議案第26号 平成26年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
 日程第33 議案第27号 平成26年度美幌町水道事業会計予算について
 日程第34 議案第28号 平成26年度美幌町病院事業会計予算について
 (町政執行方針)
 (教育行政執行方針)
 日程第35 一般質問
 3番 中嶋すみ江君

○出席議員

- | | |
|-----------|---------------|
| 1番 新鞍峯雄君 | 2番 大江道男君 |
| 3番 中嶋すみ江君 | 4番 上杉晃央君 |
| 5番 早瀬仁志君 | 6番 松浦和浩君 |
| 8番 岡本美代子君 | 副議長 9番 坂田美栄子君 |
| 10番 吉住博幸君 | 11番 橋本博之君 |
| 12番 宗像密瑠君 | 議長 14番 古館繁夫君 |

○欠席議員

- 13番 大原昇君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

- | | |
|----------------|------------------|
| 美幌町長 土谷耕治君 | 教育委員会 会長 沖田滋君 |
| 農業委員会 会長 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会 会長 松本光伸君 |
| 監査委員 高木清君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

- | | |
|--------------|--------------|
| 副町長 染谷良君 | 総務部長 平井雄二君 |
| 民生部長 藤原豪二君 | 経済部長 広島学君 |
| 建設水道部長 磯野憲二君 | 病院事務長 大村英則君 |
| 会計管理者 植木恒則君 | 事務連絡室長 糸屋定春君 |
| 総務主幹 田村圭一君 | 電算主幹 河端勲君 |
| まちづくり主幹 小西守君 | 財務主幹 矢萩浩君 |
| 契約財産主幹 村田純一君 | 税務主幹 田中三智雄君 |
| 環境生活主幹 石坂聡君 | 児童支援主幹 武田孝司君 |
| 福祉主幹 谷川明弘君 | 健康推進主幹 佐藤和恵君 |
| 農政主幹 但馬憲司君 | 公社主幹 門別孝志君 |
| 耕地林務主幹 伊成博次君 | 商工観光主幹 小室秀隆君 |
| 建設主幹 高崎利明君 | 建築主幹 露口哲也君 |
| 水道主幹 澤島雅俊君 | 病院総務主幹 橋本美典君 |

事務連絡室次長	中村敏文君	教 育 長	平野浩司君
教 育 部 長	高木恵一君	学校教育主幹	小室保男君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
スポーツ振興主幹	佐藤修君	農委事務局長	岩田憲次君
選管事務局長	石澤憲君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事 務 局 長	馬場博美君	次	長那須清二君
議 事 係 長	水上修一君	庶 務 係	猪本郁君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月27日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 去る2月27日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日6日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、平成25年度関連議案である承認第1号専決処分の承認について、平成25年度美幌町一般会計補正予算（第8号）から議案第10号平成25年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）までを審議し、平成26年度関連議案である議案第11号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてから議案第28号平成26年度美幌町病院事業会計予算についてまでの18件について一括上程した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。続いて、一般質問に入りますが、本日は中嶋すみ江さんの一般質問の終了までを予定しています。

第2日目、7日は前日に引き続き一般質問を行うことといたします。新鞍峯雄さん、坂田美栄子さん、上杉晃央さん、岡本美代子さん、私、吉住博幸の順に5名を予定しています。

第3日目、8日土曜日及び第4日目、9日日曜日は、休日休会となります。

第5日目、10日は第2日目に引き続き、一般質問を行うこととし、大江道男さんの1名を予定しています。その後、平成26年度関連議案の説明を受けます。

第6日目、11日から第9日目、14日は各議員が議案の疑問点整理をし、関係部局からその疑問点に対する聞き取りを行うため、議決休会といたします。各議員におかれましては、疑問点の提出終了までは、議事棟及び庁舎内で作業を継続することといたします。

第10日目、15日土曜日及び第11日目、16日日曜日は、休日休会となります。

第12日目、17日は開会后、本会議を休憩し、休憩中に関係部局から疑問点に対する聞き取りを行います。その後、平成26年度関連議案の質疑を行います。

第13日目、18日は、第12日目に引き続き、平成26年度関連議案の質疑を行います。

第14日目、19日は開会后、本会議を休憩し、休憩中に会派等による審議を行います。

第15日目、20日は開会后、平成26年度関連議案の表決を行います。その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、閉会中に意見書の提出を求める陳情3件を受理していますので、その取り扱いについて報告します。

福祉保育労働組合北海道地方本部からの要支援者への介護予防給付の従来どおりの継続、特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること、利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情。美幌地区連合会からの利用者本位の持

続可能な介護保険制度の確立を求める意見書提出を求める陳情。北海道国家公務員関連労働組合協議会、国土交通労働組合北海道地方協議会からの住民の安全・安心を支える国の出先機関の拡充を求め、公務の民営化、独立行政法人化、業務委託化に反対する意見書採択を求める陳情。以上の3件については、それぞれ意見書を作成し、国等の関係機関へ提出いたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月6日から3月20日までの15日間といたします。

新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期15日間の長丁場になりますが、議員各位の慎重なる審議をお願いするとともに、行政職職員におかれましても速やかな対応をお願いし、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告があったとおり、本定例会の会期を本日から3月20日までの15日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月11日から3月14日までの4日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月20日までの15日間とし、3月11日から14日までの4日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、大原議員、ソチパラリンピック応援のため、本日から10日まで欠席の旨、松本選挙管理委員会委員長、鈴木農業委員会会長、明日以降欠席の旨、染谷副町長、ソチパラリンピック応援のため、本日から10日まで欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成26年第1回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、御寄附についてであります。

去る平成25年12月16日、町内稲美96番地の1にお住まいの坂田米夫様から、町のために役立てていただきたいと200万円を、さらに社会福祉のために役立ていただきたいとの御趣旨で200万円を、それぞれ御寄附いただいたところであり、御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用し

てまいります。

次に、去る1月6日、町内東1条北1丁目10番地にお住まいの永澤則次様から、故永澤はつよ様が生前、町にお世話になったお礼として、社会福祉のために役立てていただきたいとの御趣旨で100万円の御寄附をいただいたところであり、御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第2に、東日本大震災被災地への職員派遣についてであります。

東日本大震災被災市町村においては、復興事業の本格実施に伴い、膨大な量の業務に対応するための職員が不足している状況にあり、平成26年度につきましても、被災市町村より全国町村会を經由して、本町に中長期的な職員派遣の要請があったところであります。

現在、宮城県山元町へ派遣している職員については、平成25年度で派遣が終了することから、新たな職員1名の長期派遣について、北海道町村会に申し出を行ったところ、岩手県大槌町から被災商工業者支援に関する業務のための派遣依頼があり、職員派遣を決定したところであります。

現在、平成26年4月1日から1年間派遣することで、職員の取り扱いに関する協定について、最終調整を行っているところであります。

本町は、これまで被災地への支援として、義援金及び救援物資等の提供並びに職員の長期派遣を行っており、今後につきましても被災市町村からの要請に応じてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

第3に、防衛計画の大綱についてであります。

日本の安全保障の指針となる平成26年度以降に係る10年間の防衛計画の大綱と、それに基づく中期防衛力整備計画（平成26年度から平成30年度）が、昨年12月17日に閣議決定されたところであります。

内容につきましては、今後、我が国の防衛力のあり方について、南西地域への防衛態勢が強化される中、統合機動防衛力を構築するとされておりますが、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会を初め、陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会を中心とした地域一丸の取り組みにより、陸上自衛隊の定数が15万9,000人を維持される結果となったことは、北海道に所在する部隊への人員減が避けられたことであり、御協力いただきました多くの皆様に御礼を申し上げる次第であります。

今後の北海道における体制整備の方向性とし、新たな防衛大綱で示された統合機動防衛力を構築するため、第2師団を機動師団に、第5旅団及び第11旅団を機動旅団に、第7師団を機甲師団に改編されることが示されたことから、美幌駐屯地への影響も懸念しているところであり、今まで以上に情報の収集に努め、より一層強固な要望活動に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第4に、美幌町立国民健康保険病院の医師確保についてであります。

かねてから外科の常勤医師である中野昌志副院長、松岡功治医長及び小児科の常勤医師である高橋富彦医長の3名の常勤医師から、退職の意向などが示されておりましたが、平成26年3月31日をもって退職したい旨の退職願の提出があったところであります。

このため、町としては、御本人の意思を尊重し、退職願を承認したところであります。

なお、後任の医師確保については、外科の常勤医師については確保が困難なため、4月より神奈川県相模原市、北里大学から、1カ月交代の非常勤医師による外科の診療体制を検討しているところであります。

小児科の常勤医師については、現在、九州佐賀県在住の伊万里有田共生病院に勤務している古賀正啓医師（36歳）であります。

古賀医師につきましては、平成13年度に自治医科大学を卒業して、内科・外科・整形外科・皮膚科を初め多数の科で研修を行い、

小児科医となり、日本小児科学会専門医の資格を持ち、子供の適応障害などの精神的な診療など、幅広い診療を行うことができる小児科医師であり、4月1日から診療を開始いたします。

これにより、常勤・非常勤医師8名体制で診療に当たることとなりますが、将来を見据えた医師確保のため、今後も引き続き地域医療を守る観点から、地域に必要な医師確保対策に取り組んでいく所存であります。

第5に、2月28日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画しております工事件数44件のうち、土木工事13件、建築工事11件、上水道工事9件、公共下水道工事1件、浄化槽工事9件の計43件を発注し、消化率では件数で97.7%、工事額で91.6%となっております。

また、繰越明許費による土木工事6件につきましては、全て完成しております。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について

承認第1号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第8号）については、ソチオリンピック・パラリンピック支援対策のため急を要したこと。

承認第2号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、町道除排雪作業等のため急を要したことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き奥谷公敏氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

財産の無償譲渡及び無償貸付について。

議案第1号は、てん菜共同育苗施設の建設用地を確保するため、美幌町農業協同組合に旧上美幌小学校校舎及び体育館並びに浄化槽

施設を無償で譲渡し、てん菜共同育苗施設の敷地となる土地について、無償で貸し付けするための議決をいただきたいものであります。

規約の変更について。

議案第2号は、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更しようとするものであります。

条例の制定について。

議案第3号美幌町債権管理条例の制定については、町の債権管理に関する事務処理について、必要な事項を定めようとするものであります。

平成25年度各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、事業確定による債務負担行為及び地方債の補正、地域の元気臨時交付金のうち平成26年度実施予定事業の財政調整基金積立金として2,647万円、病院事業会計負担事業費として1億1,800円、強い農業づくり事業として2億6,548万2,000円、その他年度末における事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び企業会計についてであります。国民健康保険特別会計については、直営診療施設に係る特別調整交付金増額による繰出金の増額のほか、年度末における事務事業の確定などによる整理を、介護保険特別会計については居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の増額のほか、年度末における事務事業の確定等による整理を、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、水道事業会計、病院事業会計については、年度末における事務事業の確定等による整理を行おうとするものであります。

共同設置規約の変更について。

議案第11号は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、美幌地域3町障害程度区分認定等

審査会共同設置規約の名称及び一部を変更しようとするものであります。

条例の改正及び制定等について。

議案第12号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定については、福豊小学校の閉校に伴い、学校給食運営委員会の構成員である小学校、中学校の校長の人数を改正しようとするものであります。

議案第13号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、非常勤職員の名称を改正しようとするものであります。

議案第14号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、平成17年度人事院勧告に基づく給与の切りかえに伴う経過措置額について、国家公務員の給与改定に準じ、その支給を廃止しようとするものであります。

議案第15号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正により字句が整理されたことから、条例における法律の名称の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、町営住宅駐車場整備に伴う有料化及び町営住宅駐車場の複数区画を使用する際の使用料を改正しようとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第17号美幌峠レストハウス展望休憩室は指定期間が満了することから、引き続き美幌商工会議所を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第18号美幌ターミナル物産センターは、指定期間が満了することから、引き続き美幌観光物産協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第19号美幌町職業訓練センターは、

指定期間が満了することから、引き続き職業訓練法人美幌職業訓練協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第20号農業実習施設、休憩施設、森林公園及び農村公園は指定期間が満了することから、引き続き一般財団法人美幌みどりの村振興公社を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、平成26年度各会計予算につきましては、後ほど平成26年度町政執行方針において総括的に御説明いたしました後、各議案について逐次御説明を申し上げてまいりますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（古舘繁夫君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の3ページをお開きいただきたいと思えます。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の4ページをお開き願いたいと思えます。

専決処分書。

ソチオリンピック・パラリンピック支援対策のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年12月30日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の5ページから御説明を申し上げます。

平成25年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算

(第8号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、12月議会で議決をいただきました第7号補正のソチオリンピック・パラリンピック支援経費の追加でありまして、藤村祥子選手のオリンピック出場決定に伴います支援及び応援後援会の不足分の経費を補正したものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ98億2,899万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、14、15ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

総務費、旅費の一般事務費、特別旅費並びに使用料でありますけれども、ソチオリンピックに藤村祥子選手が出場決定したことに伴いまして、町の応援者の旅費、観戦チケット予算の計上に合わせて、石田選手、鈴木選手の応援団に合流し応援してくるための経費の計上でございます。

次の教育費、スポーツ振興事業費の業務等委託料、看板作製委託料につきましては、藤村選手応援用看板作製の委託でございます。

補助金のソチオリンピック・パラリンピック選手後援会補助金の補正でございますが、これにつきましては藤村選手家族、応援者計5名に係る経費の一部補助として245万7,000円を、及びソチオリンピック・パラリンピック選手後援会運営費の追加補正といたしまして、192万2,000円を追加補正をしたところでございます。

それでは、次に歳入を御説明申し上げますので、12ページ、13ページにお戻り願いたいと思っております。

歳入でございます。

財政調整基金繰入金金の増、549万7,000円ありますが、今回の財源を財政調整基金に求めたものであります。このことによ

りまして、財政調整基金の年度末残高は10億9,625万6,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号

○議長(古舘繁夫君) 日程第5 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(平井雄二君) それでは、次に議案の17ページをお開きいただきたいと思っております。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の18ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分書。

町道除排雪作業等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年2月17日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の19ページから御説明を申し上げます。

平成25年度美幌町一般会計補正予算(第

9号)について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、2月16日から17日にかけての暴風雪により、排雪の実施が急がれるとともに、今後の降雪に備え予算が不足となったことから、除雪費の補正をしたところでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,919万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億8,818万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、28、29ページをお開きください。

歳出でございます。

土木費、除雪対策事業費、自動車等借上料2,919万円の増額補正でございますが、町内一円の排雪を業者委託班で3日間、町直営班で7日間かけて実施するための重機等借上料及び今後の降雪に備えて、除雪費として一斉除雪2回分を補正したものでございます。

それでは、次に、歳入を御説明いたしますので、26ページ、27ページにお戻りください。

歳入でございます。

財政調整基金繰入金の増ということで、2,919万円の増額補正でございます。今回の財源を財政調整基金に求めたもので、このことにより財政調整基金の年度末残高は10億6,706万6,000円の見込みでございます。

以上御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 済みません。失念しているかもしれませんので、議長、もし間

違っていたら御指摘ください。

今、18ページの専決処分、明確に除雪費のことであります。間違いのないのであれば続けて質疑させていただきますが、勉強のため逆にお教え願いたいのでありますが、会期中に同じ案件は扱えないということは、先輩諸氏から伝達されている内容だと私は思っています。この後にも関係することではありますが、大雪のための専決、これはこのとおり私は受けとめたいと思っておりますが、この後にある3月分のこれに関する項目という意味でとらえてください。扱えるのかどうかというのが、ちょっと勉強不足のところもありますが、そういう意味で総務部長、解釈をお聞きしておきたいと存じます。内容のことでなくて、会期中に同じ案件という項目で扱えるかどうかという解釈をお聞きしておきたい。

○議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 専決処分につきましては、あくまでも先ほど説明いたしましたように、2月16日、17日の暴風雪に対応するものということで、この時点での補正ということでありまして、この後は25年度の補正予算の提案をするわけでありませうけれども、これにつきましては2月16、17日に直接かかわるものではなくて、今後の除雪に対応する経費ということでありまして、内容はあくまでも違うというもので解説をしているところでございます。

○議長(古舘繁夫君) 10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 見解でございますので、そのとおりに受けとめておきたいと思っております。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 同意第1号

○議長（古館繁夫君） 日程第6 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏氏は、平成26年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるという内容でございます。

記。

住所、北海道紋別郡湧別町曙町119番地。

氏名、奥谷公敏さん。

生年月日、昭和24年8月8日でございます。

奥谷氏につきましては、合併前の湧別町長であった方でございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（古館繁夫君） 日程第7 議案第1号財産の無償譲渡及び無償貸付けについてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号財産の無償譲渡及び無償貸付けについて御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡すること、及び無償貸付けすることについて議会の議決を求める。

今回の議案でございますが、平成26年度において、美幌町農業協同組合がてん菜共同育苗施設を新たに新設するに当たりまして、旧上美幌小学校敷地の無償貸し付け、あるいは無償譲渡の要望があったことから、てん菜の作付を奨励するため、建物の無償譲渡及び土地の無償貸し付けについて、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、無償譲渡する財産の表示。

種類、建物。

名称、旧上美幌小学校校舎及び体育館並びに浄化槽であります。

所在は、美幌町字豊幌36番地2。

構造は、木造モルタル平屋建て。

延べ床面積は、1,708平方メートル。

2、無償譲渡の相手方。

美幌町字青山南30番地1、美幌町農業協同組合、代表理事組合長、清野政彦。

無償譲渡の目的であります。てん菜共同育苗施設建設用地確保のためであります。

無償貸し付けする財産の表示。

種類は土地であります。

所在は、美幌町字豊幌36番地2のうち、面積、1万6,617平方メートルということで、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

資料1、議案第1号関係ということで、町が所有しております土地、豊幌36番地2、全面積1万8,120平方メートル、これは旧上美幌小学校敷地全地でございます。そこから図面左側の実点斜線の分、これは水道ポンプ室を含んだものでございますが、この水道施設管理敷地と左側下のほうに書いておりますが、面積は1,503平方メートル、これを除いた1万6,617平方メートルを無償貸し付けしようとするものであります。

なお、てん菜共同育苗施設の建設予定位置につきましては、図面の点線で記載のとおりであります。

それでは、再度、議案の31ページにお戻りいただきたいと思っております。

5、無償貸付の相手方。

美幌町字青山南30番地1、美幌町農業協同組合、代表理事組合長、清野政彦。

6、無償貸付の目的。

てん菜共同育苗施設敷地。

7、無償譲渡及び無償貸付する日。

平成26年3月20日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ちょっと無償譲渡という言葉と、多分、これはすぐ解体するのかなと思うのですが、質問が間違ったら困るのですが、譲渡されたほうは譲渡を受けたときに、本人のものになるということになりますので、解体するまでの期間、もしくは譲渡後、固定資産税等の発生があった場合どうなるのかと。実際、固定資産税が発生するのかどうかだけ、聞き漏らしたものですから、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 現在のスケジュールでは平成26年度、今、平成26年3月20日に無償譲渡いたしますが、平成26年中に解体をするということになりますので、平成26年度の税金は発生をいたしません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 税法上の話です。今の公金ね。4月1日から物があれば、税法上でかかると私は解釈しておりましたが、済みません、1月1日付でね。譲渡した期間が、すぐ解体するにしても何日かあれば、そういう意味ではもう少し丁寧なる御説明を受けたいと存じますが、私は税法上、今はね、建物は4月1日から始まり、今現在は3月です。譲渡が決まって譲渡すると思うのですが、解体するというのはわかります。でもその間、何日か形としてあれば、譲渡を受けた者に対して税法上の話で、ちょっと御説明していただければありがたいかなということになります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 固定資産税の課税の賦課期日はあくまでも1月1日でございます。ですから、1月1日の所有者に課税がされるので、今回、譲渡するのは3月20日になりますので、そのときにはあくまでも1月1日は美幌町の所有ですので、美幌町農業協同組合は所有しておりませんので、譲渡があるなしにかかわらず平成26年度の税は、美幌町農業協同組合には課されないというものでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第1号財産の無償譲渡及び無償貸付についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するというので、変更内容につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、議案第2号関係。

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

改正目的ではありますが、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更しようとするものでございます。

改正内容は、第3条に規定する別表（上川）の項中「上川中部消防組合」及び同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るというものでございます。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、総務大臣の許可の日でございます。

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

なお、3ページに、新旧対照表を添付して

ありますので、参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 議案第3号美幌町債権管理条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号美幌町債権管理条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町債権管理条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

資料3、議案第3号関係。

条例名、美幌町債権管理条例。

制定目的ではありますが、町の財政を健全に保ち、町民負担の公平性を確保するため、債権の適切な取り扱いを進めるとともに、徴収不能な債権の処理基準を明確化する必要があることから、「美幌町債権管理条例」を制定しようとするものでございます。

制定内容ではありますが、1条に目的、2条

に定義ということで、特にこの定義につきましては、この条例自体、地方税法の規定に基づく徴収金以外の全ての債権を対象とするものでございます。

第3条には、他の法令等の関係。

第4条には、町長等の責務として、債権の適正な管理及び債務者等の状況把握と適切な措置を規定をしたところでございます。

第5条は、延滞金。

第6条は、延滞損害金です。

第7条、債権の放棄ということで、この条文につきましては、あらゆる手段を尽くしても徴収不能な債権についての債権放棄を、次の7項目についてできる規定を定めるものでございます。さらに、債権放棄を行った場合には、議会に報告をするという規定でございます。

この7項目であります。まず一つ目が破産、会社更生法等の適用による免責の場合。二つ目に債務者死亡後相続財産が債権額以下の場合。3点目は債務者が行方不明の場合。4点目は徴収停止後もなお徴収が著しく困難・不適當な場合。5点目、債権の強制執行後の残債権について、履行の見込みがない場合。6点目、私債権について、消滅時効の期間満了の場合。7点目、生活保護又はこれに準ずる世帯で、資力の回復が困難な場合。この7項目について規定をしたものでございます。

第8条では、委任事項。

附則では、第1項から第15項までに施行期日、美幌町公法上の収入徴収に関する条例の廃止、延滞金の割合の特例、経過措置、既存条例の改正規定、延滞金の割合の特例の整理を規定したところでございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法並びに民法であります。

施行日は、公布の日から。

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、参考までに5ページから8ページに、既存条例の新旧対照表を添付しております。

すので、御参考にしていただきたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、説明ありました美幌町債権管理条例につきましては、決算審査の中でも多額のいろいろな町税初め、いわゆる滞納額があるというようなことの中から、議会の意見の中でもこういったものの取り組みを強く求めてきたという部分からいけば、今回こういう形で条例を制定した中で、しっかりした徴収不能の債権処理についてルール化するという事は、そういう努力されたことは評価したいと思うのですけれども、そこで2点について質問をしたいと思っております。

これは率直に読む限りでは、債権の放棄がメインの条例になっているのではないのかと。問題は、私も決算審査の中でいろいろな意見で、債権管理条例ということを発表したのは、もちろんこの債権放棄ということも徴収不能部分について、一定のこういう条例によってやるということは大事なのですが、お尋ねしたい1点目は、いわゆる非強制徴収債権、これは担保もついているものとか、あるいは保証人要る場合だとかもありますから、そういった面でそれらに対する強制処分がしっかり取り組むという、町のほうです。

例えば、隣の北見市では公営住宅の家賃に対して、裁判所に提起をしてやったりするようなこと、やっているわけですね。そういった面で、私としては非徴収債権に対するいろいろな手続関係が、言葉よくないですけども、なぜこの中に入っていなかったのかということで、条例の検討の過程の中でその辺について、どういうふうな検討をしたのかということが1点目の質問であります。

2点目は、決算審査でもいろいろ意見なんか出ていたと思っておりますけれども、町税部門の

職員というのは地方税法に基づいて、いわゆる強制的な法手続によって財産処分だとか、そういったことをできる権限を持っていますし、そういう知識、経験というものもあると思うのです。それで、他の部門の徴収金というのはそういう権限ない、あるいは経験がないという部門で担当職員が実際に滞納の努力をされて、町でも収納対策の委員会を立ち上げていろいろな努力を進めて滞納解消していること、私も十分承知しておりますけれども、こういう管理条例を設定するに当たり、今後、やはり収納部分を統合一体化して、税の経験のある部門で滞納の債権についても全てとは言いませんけれども、やはりしっかり扱っていくというようなことの検討について、この管理条例との絡みの中で、町のほうで御検討されたのかどうか、その2点について御説明いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（矢萩 浩君） ただいま上杉議員のお尋ねの件の1点目の条例の内容が、債権放棄に関する部分がメインでないのかというお尋ねの件であります。

議員、お尋ねのとおり、債権放棄に関する基準こちらも入っております。さらに、債権の管理に対するマニュアル的な要素、こちらに対しても盛り込んでおり、条文のほうには実はこのマニュアル的なものにつきまして、地方自治法施行令と他の法令に規定されているということで、債権管理条例には規定されておりませんが、庁内向けのマニュアルといいますか、今後、周知徹底していく中での取り扱いの基準の中では、その辺も十分考慮して組み込んでいく考えであります。

また、非強制徴収公債権の関係でありますけれども、御指摘のように支払い督促等、そういったようなことについても盛り込んでありますことをお答えいたします。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 条例の中、これだけしか私ども情報として公開されていまして、今、主幹の御説明あった法に基づくいろ

いろな、法令に基づくマニュアルとかそういったものがあるのであれば、別の機会にぜひそういったものを議会にも情報として開示いただきたいと。

それで私言っているのは、やはりきちっとした法的な手段によって町が滞納を許さないと、しっかりした対応していくとこの条例の中に、今後できるだけ早い時期に検討していただいて、必要な部分の規定は盛り込んでいくようなそういう取り組みをすべきだというふうに考えていますが、この部分について町長のほうから、その考え方についてお尋ねしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回提案させていただいているのは債権、管理をするというようなことなので、個別の例えば税務であれば国税徴収法に基づいて徴収の手続を踏んでしっかりやると。あと、先ほど例を挙げられた公営住宅については強制執行権がないので、裁判所に申し立てしてやると、そういう手続はしっかりやろうという、それはそれぞれの法律、あるいは国の法律に基づいて執行していくと。

それで今回、債権管理条例定めた中で、第7条の債権放棄がメインでないかということですが、これ見ていただくと、例えばポツの3番目の債権者が行方不明だとか、あるいはその下の徴収が著しく困難であるとか、その下の見込みがないだとか、極めて担当者にしては判断難しいところがあると思います。自己の判断で、例えば居場所わからないからというようなことで放棄してしまうということは厳に慎まないといけないと、安易に至らないということが基本だと思いますけれども、いずれにいたしましても今までない管理の仕方ですので、この後についてはいろいろなケース出てくると思います。状況によっては。

債権管理の条例としては、我々はこういう姿勢でいきたいという意思でありますので、

あと、徴収のほうについては、副町長をトップとして徴収部門いろいろな債権持っているところ、債権に至らないものもありますけれども、そういうものの徴収の体制はしっかりとしていますので、それらと連動する形で徴収はしっかり当たると。そこで債権として残ったものは、この管理条例に基づいてしっかり管理していくというようなことをやっていきたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長言うのわかるのです。法に基づいてしっかりやると。私、この条例出されたとき、主に都市部ですけれども、都市部でこういう債権管理条例持っているところ多いのですね。町村でこういうもの、しっかり整備した美幌町の努力というのは、私はそこは大きく評価はしているのですが、他の管理条例を見ると、非強制の債権に対して、町長の言うように、法律で決まった手続はすると言うのですけれども、そのことをこの管理条例の中にしっかり条文として盛り込んで、町としての姿勢を示すようなことがあれば、これは公のものですから、あとは法律に書いてあっていろいろな例えば公営住宅の例ありましたけれども、それは裁判所に提訴してやったりするよという、町のそういう強い姿勢というのはこの条文の中に入れて、町民の皆さんにしっかり町が債権を管理していくし、厳しい態度で臨んでいくという姿勢が、この管理条例の中にあるべきでないのかなと思いますので、ぜひそういった面で、よく都市部を見てください。そういったことが入っている管理条例が多いと思います。

そういう意味では、大きな評価として私は考えは今持っていますけれども、ぜひ今後の検討の中でそういったことについても、条例の中に加える必要があるのではないかということを指摘して終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第3号美幌町債権管理条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長より、提出案件の概要についての訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 冒頭、私、提出案件の概要の説明の中で、議案第14号でありますけれども、「美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を、「一部を改正する条例の」というのが抜けておりましたので訂正お願いしたいと、そのように思います。

◎日程第10 議案第4号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第4号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるということで、今回の補正につきましては、主に年度末における執行残等の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,379万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ101億7,198万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、46ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

事項の公用車購入費、ワゴン車でございますが、これは備荒資金組合の車両譲渡事業による車両の更新で、入札執行により63万9,000円を減額し、216万6,000円に変更しようとするものでございます。

次の公用車購入費、バンでございますが、同じく備荒資金組合の車両譲渡事業によるものでございまして、入札執行により56万1,000円を減額し、129万5,000円とするものでございます。

次に、戸籍情報システム借上料ですが、平成19年に導入いたしました戸籍情報システムの更新及び複本データ管理システム、火葬許可申請書データシステムの借上料で、入札執行により31万3,000円を減額し、2,451万8,000円に補正しようとするものであります。

次のパトロール車購入費、これも備荒資金組合の車両譲渡事業による更新で、入札執行

により139万8,000円を減額し、269万2,000円に変更しようとするものでございます。

次のロータリー除雪車購入費、これも備荒資金組合の車両譲渡事業によるもので、入札執行により80万5,000円減額し、1,437万3,000円にしようとするものであります。

次の砂散布車購入費、これも備荒資金組合の車両譲渡事業によるもので、入札執行により42万8,000円を減額し、1,506万円にしようとするものであります。

次の自動体外式除細動器借上料、小学校であります。平成20年に設置した市内3校の小学校のAEDの更新で、入札執行により24万4,000円減額し、33万1,000円としようとするものであります。

最後であります。自動体外式除細動器借上料のスポーツセンターであります。これは平成20年に設置いたしましたスポーツセンターのAED、1台分の更新で、入札執行により9万3,000円を減額となり、15万9,000円とするものでございます。

次に、47ページをごらんいただきたいと思えます。

第3表、地方債補正について御説明を申し上げます。

起債の目的の特定間伐等促進事業、補正前1,260万円を、補正後ゼロというふうに変更しようとするものでございます。これは歳入の財源調整及び地方債残高抑制のために一般財源で対応することとし、全額減額するというにいたしましたものでございます。これによりまして、本年度の地方債総額は1,260万円減額し、5億2,180万円とするものでございます。

次に、62、63ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございます。

まず、63ページにつきましては、このページは全て年度末の整理による減額補正でございます。

次に、65ページをお開きください。

2段目の企画費の政策推進事業の積立金95万6,000円の増額でございますが、これは11月7日から1月20日の間にいただきました使途指定なしのふるさと寄附金94件分を、ふるさとづくり基金へ積み立てをするものでございます。これによりまして、ふるさとづくり基金の年度末残高は8,857万7,000円となる見込みでございます。

以下は、年度末の整理でございます。

次に、67ページをお開きください。

2段目の財政調整等基金、積立金2,612万6,000円の増額補正でございます。まず、基金利子の減といたしまして428万9,000円の減額、次に増額であります。12月16日、稲美にお住まいの坂田米夫様から、町のために役立ててほしいと200万円の御寄附をいただいた分。それから、11月11日から12月24日の間に5件のふるさと基金寄附金をいただいた分194万5,000円の増。それから、平成25年度交付の地域の元気臨時交付金のうち、平成26年度実施事業充当分といたしまして2,647万円を財政調整基金に積み立てをしようとするもので、総額で2,612万6,000円を増額しようとするものであります。

以下は、年度末の整理でございます。

次に、69ページをごらんください。

一番下の段になります。民生費社会福祉費の一般事務費、積立金225万6,000円の増額補正でございます。まず、11月7日から1月6日にかけてのふるさと寄附金6件、4万5,000円の増額。12月16日、稲美にお住まいの坂田米夫様から、社会福祉に役立ててほしいと200万円の御寄附をいただいた分。1月6日、東1条北1丁目にお住まいの永澤則次様から、11月16日に御逝去されました母はつよ様が、生前町にお世話になったということで社会福祉に役立ててほしいと、100万円の御寄附をいただいたこと。それから、これを合わせまして304万5,000円を福祉基金に積み立てる

ものでございますが、そのほかに基金利子の予算といたしまして78万9,000円の減額をし、225万6,000円を増額補正しようとするものでございます。この結果、福祉基金の年度末残高は3億1,299万9,000円となる見込みでございます。

次に、71ページをお開きください。

一番上段の民生委員調査活動事業費、事務事業協力報償1万9,000円の増額でございますが、今年度一斉改選期の地区統廃合による民生委員児童委員1名増に伴う4カ月分の活動費の増額でございます。

次の臨時福祉給付金給付事業、普通旅費8万4,000円の増額ですが、平成26年度実施予定の臨時福祉給付金支給業務市町村説明会出席旅費の増額補正として、3名分を計上させていただこうとするものでございます。

一段飛びまして、高齢者福祉費、7の他会計負担事業費、繰出金、介護保険特別会計繰出金888万1,000円の増額でございますが、一般管理費、介護給付費の増及び介護予防費、任意事業費の減によるもので、結果的に888万1,000円を増額しようとするものでございます。

一番下の段、障害福祉の3障害者自立支援事業費、業務委託料、障害者福祉システムプログラム改修委託料102万9,000円の増額補正でございます。平成26年4月からの法改正に伴うシステム改修費でございます。全てこれは国の補正予算の計上分でございます。

以下は、年度末整理でございます。

次に、73ページをお開きいただきたいと思っております。

上段の扶助費、補装具等購入費助成、あるいは日常生活用具給付費、あるいは介護給付費・訓練等給付費が、増額補正となっております。これは実績に伴います増額補正でございます。

以下は、年度末における整理でございます。

次、75ページをお開きください。

中ほどの衛生費、他会計負担事業費、負担金、病院事業会計負担金としまして、1億20万3,000円の増額補正でございますが、これは平成25年度の不採算診療経費分の増額によるものでございます。

その次の段、予防費の4健康づくり事業、償還金利子及び割引料25万2,000円の増額補正でございますが、平成24年度実施のがん検診推進事業精算に伴います国庫補助金返還金でございます。

一番下、保健福祉総合センター維持管理事業の燃料費104万1,000円の増額につきましては、灯油単価の高騰に伴います増額補正でございます。

次に、77ページをお開きください。

上段の2行目、4ごみ処理事業費、手数料30万4,000円の増額補正ですが、これは指定ごみ袋、粗大ごみ処理券の売り払い実績増によるものでございます。

以下は、年度末の整理でございます。

次、79ページをお開きください。

上段の下、11強い農業づくり事業、補助金、強い農業づくり事業補助金2億6,548万2,000円の新規予算化でございます。これは美幌町農業協同組合による、てん菜共同育苗施設新設に伴う強い農業づくり事業補助金の増額補正でございます。国のトンネル補助でございます。

一段飛びまして、農地費、道営土地改良事業費の負担金の美幌田中地区、美幌豊栄地区、美幌昭美地区の増減につきましては、地区間の調整による増減でございます。

その下の食料供給基盤強化特別対策事業負担金86万8,000円の増額補正でございますが、これは町内在住者が大空町の畑総事業に参加したことによる負担金、工事費の6.25%分の部分でございます。

次、81ページをお開きください。

上段の2林業推進事業の積立金500万円の増額でございます。これはまず基金利子として2万8,000円の減額。次に、11月

28日、東京都にお住まいの本田忠盛様から、森づくりにと120万円の御寄附をいただいたもの。次に、1月31日、森林整備協定により、まず社会医療法人恵和会様から93万8,481円、それからNPO法人コンベンション札幌ネットワーク様から288万9,499円の御寄附をいただきましたので、これをあすへの森づくり基金へ積み立てるもので、年度末における基金残高は1,906万6,000円となる見込みでございます。

以下は、年度末による整理でございます。

次、83ページをお開きください。

上段の中ほど、2除雪対策事業、自動車等借上料600万円の増額でございます。これにつきましては、今後の降雪、あるいは暖気による一斉除雪分として、2回分を見込んでの補正でございます。

以下は、年度末における整理でございます。

次、85ページをお開きください。

上段の1公共下水道繰出事業、繰出金、公共下水道特別会計繰出金108万6,000円の増額でございますが、終末処理場の燃料費、電気料高騰による維持費の増額でございます。

一段飛びまして、住宅管理費、1住宅維持管理事業費の一番下、償還金利子及び割引料12万円の増額補正でございますが、これは公営住宅の退去件数の増による敷金還付の増でございます。

その次、消防費、広域事務組合負担事業費の負担金、美幌・津別広域事務組合負担金102万3,000円の減額でございますが、共済組合負担金の増及び高規格救急自動車整備事業入札執行残による減額でございます。

以下は、年度末整理でございます。

次、87ページをお開きください。

下のほうの下から2段になります。小学校の学校管理費の学校管理事業、光熱水費の144万3,000円が増額となっております。これは電気暖房事業の増による増額補正

でございます。

次、89ページをお開きください。

下のほうの段になりますが、社会教育費の4芸術文化振興事業、積立金1万2,000円の増額補正であります。これはまずは基金利子の減として9,000円の減額。次に、12月27日、サントリービバレッジサービス株式会社北見支店様から、びほーるに設置の自動販売機売り上げの一部を文化振興に役立ててほしいと、2万661円の御寄附をいただいたものを芸術文化振興基金に積み立てるものでございまして、これにより年度末における基金残高は821万円となる見込みでございます。

以下は、年度末における整理でございます。

次、91ページをお開きください。

上から3段目図書館費、活動促進事業費の消耗品費10万円の増額補正でございます。これは12月24日に、昭野にお住まいの岡田かおる様から、お孫様の誕生日を機にと、児童・乳幼児用図書充実に役立ててほしいと10万円をいただきましたので、図書館の蔵書費用として予算化をするものでございます。

このページは一番下、体育施設費の屋内体育施設維持管理事業、1枚めくっていただいて93ページ、一番上、教育備品30万円の増額でございますが、これは12月9日に松緑神道大和山美幌支部、支部長永澤則次様から、トレーニングセンターの設備整備に役立ててほしいと30万円の御寄附をいただきましたので、レバレッジマルチプレス1台、パワーラック1台、イージーグリッププレート2枚、スタンダードオリンピックバー1本を購入しようとするものでございます。

次の段、学校給食センター費、2番施設維持管理事業費、修繕料47万3,000円の増額であります。これは米飯盛りつけ機制御コントローラーの故障による交換修繕を行うとするものでございます。

以下は、年度末整理であります。

次、歳入を御説明しますので、52、53ページにお戻り願いたいと思います。

歳入につきましても、主に年度末における整理であります。まず町税につきましては、個人町民税といたしましては特に所得割の減ということで、給与所得の減によりまして882万5,000円を減額しようとするものでございます。

一つ飛びまして、法人町民税の税割の増ということで1,639万1,000円を増額補正しようとするものでございますが、主に建設業、あるいは卸売業、小売業における業績回復による増額でございます。

次の償却資産1,527万円の増額であります。設備投資の増による増額でございます。

次に、分担金及び負担金、1農業費分担金の2行目、3行目、4行目の田中地区、豊栄地区、昭美地区につきましては、先ほど歳出で御説明いたしましたように、地区からの調整による増減でございます。

その下の保育料負担金の減558万8,000円ではありますが、これは入所者数の減によるものでございます。

以下は、年度末の整理であります。

次、55ページをお開きください。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の2行目、障害程度区分認定等事業費補助金の減121万6,000円の減額補正でございます。平成25年度から地域生活支援事業補助金に移行したことによる全額の減額となっております。

1行飛びまして、障害者総合支援事業費補助金51万4,000円の増額でございます。これは平成26年4月からの法改正に伴うシステム改修費分で、国の補正予算によるもので2分の1の補助であります。

次、1段飛びまして、住宅費補助金の2行目、地域の元気臨時交付金とその次の小学校費の地域の元気臨時交付金、それから総務管理費補助金の地域の元気臨時交付金、それから消防費補助金の地域の元気臨時交付金であ

りますが、これにつきましては平成25年度の元氣臨時交付金総額といたしまして、8,975万9,000円が交付されるものであります。平成25年度の活用につきましては住宅費、まず1番上は住宅費の補助金の中で1,733万5,000円、これは公営住宅の灯油集中供給設備工事に充当するもの。その次の小学校費では、小学校のトイレ洋式化改修工事及び東陽小学校の屋外遊具更新事業に充当するもの。それから、一つ飛びまして消防費、これは高規格救急自動車更新整備事業に充当いたしまして、残り総務管理事業補助金に組んでおります2,647万円は、その残りでありまして、これを平成26年度事業の充当財源といたしまして、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以下は、年度末における整理でございます。

次、57ページをお開きください。

上段の総務管理補助金の3行目、地域づくり総合交付金280万円ではありますが、これはまず1点は災害備品整備事業といたしまして170万円。2点目に地域防災減災対策推進事業といたしまして、防災ガイドブックでありますとか、パンフレット、ポスター作成費といたしまして110万円、これを地域づくり総合交付金に充当するものでございます。

次の段の下、地域づくり総合交付金60万円の増額につきましては、福祉灯油に係る補助金といたしまして、地域づくり総合交付金の交付を受けるものでございます。定額でございます。

次に、一つ飛びまして農業費補助金の3行目、強い農業づくり事業補助金2億6,548万2,000円につきましては、歳出で先ほど來說明いたしました美幌町農業協同組合による、てん菜の育苗施設建設に伴うトンネル補助でございます。

以下は、年度末における整理でございます。

次、59ページをお開きください。

まず上から2段目、一般寄附金の増ということで200万円であります。これは先ほど來說明いたしました稲美の坂田米夫様からの御寄附でございます。次のふるさと寄附金の増414万6,000円につきましては、11月7日から1月20日における、ふるさと寄附金105件分でございます。

次の社会福祉費寄附金の増300万円につきましては、稲美にお住まいの坂田米夫様からの200万円と、東1条北1条にお住まいの永澤則次様からの100万円でございます。

林業費寄附金の増382万8,000円につきましては、森林整備協定による社会医療法人恵和会様からの分と、NPO法人コンベンション札幌ネットワーク様からの分でございます。

次の社会教育費寄附金2万1,000円につきましては、びほーるに設置しております自動販売機の収益金の一部を寄附ということで、サントリービバレッジサービス株式会社北見支店様からの分でございます。

図書費寄附金の増につきましては、昭野の岡田かおる様からの御寄附でございます。

保健体育費寄附金30万円につきましては、松緑神道大和山様からの御寄附の分でございます。

次、福祉基金繰入金の減670万円の減額でございますが、充当事業費確定に伴います年度末整理でございます。これによりまして、福祉基金の年度末残高は3億1,299万9,000円となる見込みでございます。

ふるさとづくり基金繰入金の減につきましても同じく年度末における整理で、年度末残高は8,857万7,000円となる見込みでございます。

次、交通安全推進基金繰入金の減2万8,000円につきましても、同じく充当事業の整理でございます。年度末残高は1,076万5,000円となる見込みであります。

町営住宅敷金基金繰入金の増12万円ではありますが、これにつきましても年度末整理で

ございまして、年度末残高は3,168万8,000円となる見込みでございます。

次、財政調整基金繰入金の減1,855万3,000円でございますが、年度末における整理及び今回の財源調整を財政調整基金で行うもので、年度末における残高は11億1,416万円となる見込みでございます。

以下は、年度末における整理でございます。

次、61ページをお開き願いたいと思います。

2段目の雑入の下から2行目、食料供給基盤強化特別対策事業負担金34万2,000円の増額補正でございますが、これは大空町の在住者が、豊栄地区畑総事業に参加したことによる大空町からの負担金といたしまして、工事費の6.25%受けるものでございます。

次、町債でございますが、町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明をいたしましたので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩をします。

再開は、1時といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の説明に対して、これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） お聞かせ願いたいのは、67ページの防災活動推進事業費の減のところでございます。その中で2点ほど。

まず1点目、防災資機材備蓄倉庫設置委託料についてでございますが、この点につきましては9月だったと思っておりますが、簡単に言えば、国からいただいたお金の残があったと、執行残ね、私の受けとめ方ですよ。それで

せつかくだから、備蓄倉庫を建てたいというお話だったなという受けとめ方をしているところですよ。それで仮にひもつきだとするならば、この執行残107万1,000円が、基本的にどうなるのかなという思いがありますので、この1点。

次、二つ目、その下のシステム設定業務委託料でございますが、一つは内容が変わっての残った金なのか。システムといってもいろいろな、具体的に僕たち承知していないものがありますから、最初予定していたシステムの変更等も含めた上での執行残なのかどうかということでもあります。

次に、46ページに戻りまして、これは一括でお聞かせ願いたいのですけれども、公用自動車購入費、これパーセントで言えば、目見当のパーセントで75%の25%減になっております。それから、その下、30何%の減になっております。それから、次にパトロール車もしかり、そのぐらいのパーセントで購入というか、契約ができたから備荒資金に対しても債務負担行為が減ったのだらうと思っておりますが、当初の見積もり段階ですよ。大変な喜ばしいことでもありますけれども、どういいう見積もり過程だったかなということを確認のためお知らせしていただけるものであれば、お聞きしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（矢萩 浩君） それでは、ただいまの1点目の防災備蓄倉庫の執行残の関係であります。

議員のお尋ねのように、9月に補正させていただきました。資機材備蓄倉庫の設置委託料ということで、この時点で約220万円ほどの継ぎ足し単独分の単独事業費がございました。今回、約107万1,000円、入札執行残ということで減額させておりますけれども、継ぎ足し単独の分の範囲内でございますので、起債と、あるいは給与の減額等には影響はない状況でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さ

ん。

○10番(吉住博幸君) その項目について、受けとめ方は同じだと思います。確認という意味で。9月にさかのぼってお話をお聞かせ願いますが、予定は800数十万円だったと記憶していますが、そのうち220万円程度とおっしゃったか、ちょっと今、間違ったら後で訂正願いますが、そうしたらそのときのちょっと表現がおかしいのですけれども、国からいただいた残という意味では600数十万円程度だったという解釈の中で、国に対して戻すようなことはないよという解釈で受けとめていいのかどうか、再度お願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) 財務主幹。

○財務主幹(矢萩 浩君) まず、国に返すというところなのですけれども、この事業、地方債、起債の事業になります。それで枠をいただいておりますけれども、当然、事業費が少なければ、借りる金額も少なくて済むという状況であります。

よろしくをお願いします。

○議長(古舘繁夫君) 総務主幹。

○総務主幹(田村圭一君) 防災情報配信システム設定業務委託料の関係であります、今回406万5,000円の減ということでありますが、システム内容の変更等についてはございません。入札結果による残ということでございます。

○議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) 私のほうから、パトロール車について、後継車というか、当初、パジェロの部分の中の機種のところ当初予算をつけさせていただきましたけれども、実施に当たりますと、そういう形の部分の後継の部分の機種の部分を変えた中で、なおかつ入札執行の中で落ちたということでございます。

○議長(古舘繁夫君) 暫時休憩します。

午後 1時08分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長(古舘繁夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) 訂正させていただきます。

機種の部分の後継車の機種の変更ではなくて、当初、取りました見積もりの部分の入れた見積もりの部分と、入札執行で落とした業者さんの部分が違いまして、格段に落ちたということでございます。

○議長(古舘繁夫君) 10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) パトロール車、一括で言います。大きい金が、パーセントから言ったとき、やっぱり先ほどのシステムの話にもよりますが、ちょっとどきっとする部分がありますので、もし大きい金、パーセントも含めてあるとすれば、もう少し御説明していただいたほうがわかりやすいなと思いました。

それでパトロール車のほうは、同じ内容の中で入札の結果、残というのは社会の決まりの中の残でありますので、わかりました。

あとは、せっかく走ってきていると思いますが、後で私、確認いたしますので、議長、進めてください。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑ありませんか。

3番中嶋すみ江さん。

○3番(中嶋すみ江君) 73ページの医療給付費、ひとり親家庭等の医療費助成事業費の減を、ちょっと説明していただきたいと思えます。

○議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長(藤原豪二君) この部分につきましては、対象者が減少したことによる減額でございます。

○議長(古舘繁夫君) 3番中嶋すみ江さん。

○3番(中嶋すみ江君) 当初からの予定と減った人数を教えてくださいませんか。

○議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 当初予算4,400件を見込みまして、25年度の見込みは4,003件の見込みでございます。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） それでは1点につき質問させていただきたいと思いますが、還付加算金の未払い問題、これ総務費に当たるのではないかなと思うのですけれども、ここで質問してもよろしいですね。

○議長（古舘繁夫君） 今の説明の中に入っていたか。

○11番（橋本博之君） いや、入っていないのですけれども、ただ、総務費で説明できるほかないものですから、ここが一番当たりではないかなと思ったものですから。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 還付加算金の予算については、あくまでも既定予算の中ということなので、今回補正予算では提案しておりません。

お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 橋本議員、そういうことで御理解ください。

今の補正では話ありませんよね。議案にないですね。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 1時14分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは歳入の55ページ、一番上のごみ処理手数料の増の当初予算との比較でどういうふうにあつたのか、その内訳を御説明いただきたいと思います。

続いて、歳出の81ページの一番下でございますけれども、交流促進センター泉源改修工事、これ終わったという話は聞いておりますけれども、工事結果、源泉の温度だとかそ

ういった部分が、工事前と同じ温度まで回復したのか。もちろん営業やっていますから、改善されていると思うのですけれども、どういうふうな工事後変化あつたのか、その点についてだけ。

2点、御質問したいと思います。お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（石坂 聡君） まず1点目、上杉議員の御質問にお答えします。

ごみ処理手数料の増についてでございますけれども、収集ごみの枚数が5万2,780枚ふえたこと。それと、直販のものについては数量的には同じですけれども、粗大ごみの件数90件ふえまして、その分で233万8,000円の増となっております。収集ごみについては、例えば20円については1万9,550枚、40円については1万5,850枚、60円については5,890枚、80円については1万1,490枚がふえています。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 泉源工事に伴います温度の回復状況でございますけれども、工事前といいますか、井水が入る前の温度が44度ということでございまして、改修工事後についても44度という形で、もとの温度に戻つたということになってございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第4号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（古館繁夫君） 日程第11 議案第5号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 95ページをお開き願います。

議案第5号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、補助金等の変更交付決定等に伴う補正を行うものでございます。

平成25年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,046万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,833万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

106ページ、107ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出について御説明いたします。

1 総務費、総務管理費、一般管理費、一般事務費2万5,000円の増につきましては、高齢者受給者証、3月と7月に年2回更新しておりますが、70歳から74歳の受給者につきましては、2割負担が1割の軽減特例措置が延長等に伴いまして、再交付を行うための増額でございます。

その下、2 保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、それからその下、2 高額療養費、一般被保険者高額療養費につきまし

ては、財源調整でございます。

7 共同事業拠出金、高額医療費拠出金につきましては、国保連合会より共同事業拠出金が確定したための808万円の減額でございます。

次のページ、108ページでございます。

保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、国保連合会より共同事業拠出金が確定したための1,156万4,000円の減額でございます。

9 基金積立金につきましては、当初予算では預金利子を0.3%で見込んでおりましたが、決算見込みでは0.025%から0.18%の利率であったため、86万7,000円の減額でございます。

その下、10 諸支出金、償還金につきましては、国民健康保険と社会保険等の調整と平成18年から20年における財政調整交付金、療養給付費負担金を北海道の示す数字で交付を受けておりましたが、会計検査院の指摘により返還するため、295万9,000円増額補正するものでございます。

その下、繰出金でございます。直営診療施設繰出金につきましては、かねてから申請しておりました国保病院の保健事業、総合相談窓口、インターネットによる医師募集、レーザー光凝固装置に係る特別調整交付金が確定したため、706万6,000円を増額するものでございます。

歳出については、以上でございます。

歳入については、102ページ、103ページをお開きいただきたいと思っております。

2 国庫支出金、1 国庫補助金、2 高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出の国保連合会、高額療養費共同事業拠出金の額の確定により、補助率4分の1で精算の結果、202万円を減額するものでございます。

その下、2 国庫補助金、財政調整交付金につきましては、特別調整交付金、国保病院の保健事業分、直営施設分の交付により575万4,000円の増額補正でございます。

その下、高齢者医療費制度円滑運営事業費

補助金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました高齢受給者の70歳から74歳の軽減特例延長に伴う再交付事務の補助金2万5,000円を増額するものでございます。

その下、5道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫補助と同様補助率4分の1で、202万円を減額補正するものでございます。

その下、道補助金、財政調整交付金につきましては特別調整交付金、国保病院の保健事業分、直営施設分の交付により6分の1、131万2,000円の増額補正でございます。

6共同事業交付金につきましては、1件、80万円以上の高額レセプトが減少したことにより、3,175万4,000円を減額補正するものでございます。

その下、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件、30万円から80万円の高額レセプトが増加したことにより、2,598万4,000円を増額するものでございます。

7財産収入、利子及び配当金につきましては、利率の減少により減額でございます。

8繰入金、国民健康保険基金繰入金につきましては、国民健康保険税が当初予算見積もりより増額したため、繰り入れしなくて済みましたので、687万5,000円を減額するものでございます。

その結果、3月補正後の基金残高は2億9,420万5,000円でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第6号平成25年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案第6号平成25年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、居宅介護サービスの給付費の増及び年度末の事務事業の確定に伴う補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,030万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,256万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で説明いたします。

122、123ページ、お聞きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

1総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、介護保険の賦課徴収などのシステムプログラム改修に伴う委託料55万2,000円の増額補正でございます。

2保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護1,150万円、通所介護2,160万円、短期入所療養介護780万円などが増加しておりまして、決算見込みが大幅に増加し、

5,635万7,000円を増額補正するものでございます。居宅介護サービス給付費の内訳といたしまして、訪問介護でございますけれども、ホームヘルパー、美幌7事業所、一人当たりの利用時間の増。通所介護、デイサービス、あさひサービスセンター、デイサービスセンター、それからデイサービスセンターみんと美幌の利用回数、利用者数の増でございます。短期入所療養介護につきましては、アメニティ美幌ショートステイの利用者、日数の増加でございます。

その下、施設介護サービス給付費2,596万7,000円を増額につきましては、介護老人福祉施設緑の苑、介護老人保健施設、アメニティ美幌等の利用者数の増加によるものでございます。

2介護予防サービス等諸費、居宅介護予防サービス給付費につきましては、訪問介護、通所リハビリ等の減少により、1,131万7,000円を減額するものでございます。

次のページ、124ページ、125ページでございます。

3高額介護サービス等費、高額介護サービス費につきましては、利用者が利用したサービスの1割を定額負担しておりますけれども、1割負担の合計額が一定額を超えた場合に、利用者に払い戻す制度でございますけれども、居宅介護、施設介護サービスの給付実績増に伴う156万円の増額補正でございます。

5特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費につきましては、利用者に関する食費、滞在費は保険給付の対象外となっておりますけれども、低所得者に対して施設設定金額と所得段階ごとに設けられております負担限度額、差額を給付するものでございます。1件当たりの給付金が増加したため、861万5,000円を増額するものでございます。

6その他の諸費、審査支払手数料につきましては、審査件数が1万9,500件見込んでおりましたけれども、2万1,000件に

増加したため、10万5,000円を増額補正するものでございます。

3地域支援事業費、介護予防事業費につきましては、高齢者学級における学習講師報酬の執行残3万円、クラブ活動費用等の執行残10万4,000円、合計13万5,000円を減額補正するものでございます。

次のページ、126ページ、127ページでございます。

2包括的支援事業費、任意事業費でございますが、報償費は執行残10万5,000円、短期宿泊利用サービス委託料は利用実績に基づき56万4,000円を減額、生きがい活動通所支援事業委託料につきましても利用実績に基づき41万9,000円の減、配食事業運営委託料につきましては8,400食を予定しておりましたけれども、6,150食という見込みのため、35万1,000円を減額するものでございます。

基金積立金につきましては、利率の減少により10万8,000円を減額するものでございます。

諸支出金、償還金利子割引料につきましては、税額変更、資格喪失に伴う還付金15万円を増額するものでございます。

歳出は、以上でございます。

歳入についてでございます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号平成25年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第7号平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の129ページをお開きください。

議案第7号平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,288万円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」で御説明いたしますので、132ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額1,560万円を下水終末処理場電気設備更新実施設計委託料の入札執行残によりまして、事業費確定により10万円を減額して、限度額を1,550万円とするものであります。

次に、138、139ページをお開きください。

3、歳出。

2目の維持管理費、終末処理場維持管理事業費の中の燃料費はA重油、光熱水費は電気料の単価アップによる増額で、その他は事務事業の確定などによる減額補正であります。

次に、136、137ページにお戻りください。

[「説明省略」と呼ぶ者あり]

以上、説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号平成25年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（古舘繁夫君） 日程第14 議案第8号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の141ページをお開きください。

議案第8号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務

事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,989万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

次の150、151ページをお開きください。

3、歳出。

2目の維持管理費、手数料、清掃業務委託料は事務確定による減額であります。

次に、148、149ページにお戻りください。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 済みません。思いとしてはしたくないのでありますが、149ページ、会計処理のお話ということで、私の認識を改めるためにお聞かせ願いたいという趣旨であります。

149ページを見ますと、一般会計繰入金のマイナスで計上しております。それでひっかけて悪いのですが、前の議案のとき、否決するか云々でないですよ、もう決まったことですから。のときに、歳入を108万6,000円見ておいて、減額補正で169万4,000円という、前の案件でした。それで今回、一般会計繰入金のマイナスということの取り扱いで、びったりこの場合処理されようと思っているもので、会計上の処理に当たっての手法という意味でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） まず、一般会計繰入金についての116万円につきまし

ては、これは財源調整ということで、一般会計から財源の調整をいただくものであります。それで手法といいますと、要はもともとのうちのほうの分担金とか、使用料で賄いきれない中で、一般会計の繰り入れをしていただき財源調整をし、その中で執行しておりますので、今回この一般会計の繰入金は、他のいろいろな部分の歳出その部分を見た中で、今回一般会計繰入金も減額した中で執行できるということでございますけれども。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 全くそのとおりにおと思っていますので、誤解なさないでください。それでひっかけですから。前の案件の例を見ますと、一般会計から、ちょっとページ数を今確認しますけれども、さかのぼれないのはわかっておりますが、そのものではなくて、前の議案のとき169万4,000円減額しているよと、前の案件としてね。その中で、一般会計の繰入金が137ページ見ますと、108万6,000円が計上されると。調整の中で、私は繰り入れというのがあり得るのだなというふうに思っていましたから、繰り入れは繰り入れとして取り扱って、全体でマイナスと扱うなら扱うというのが妥当かなという思いが、ちょっと募ったものでありますからお聞きしていますが、これは単なる勉強会であるならば質疑に値しませんので、あとでお聞きに参りますので御丁寧なる御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今、御丁寧にお答えできませんので、ぜひそういう形の部分でお聞きしていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第8号平成25年度美幌町

個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 議案第9号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の153ページであります。

議案第9号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定等による執行残等の整理を行おうとするものであります。

総則。

第1条、平成25年度美幌町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、平成25年度美幌町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は使用件数及び使用量の増、主要な建設事業は執行残及び事務事業確定による減額で、記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、次のページにあります資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

155ページをお開きください。

企業債の補正。

第5条、起債の目的にあります、水道管路整備事業ですが、補償工事延長の減及び入札執行残に伴い360万円を減額して、補正の限度額を3,620万円とするものであります。

その下、水道施設整備事業、入札執行残により380万円減額し、限度額を1,340万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業、入札執行残などにより270万円を減額し、限度額を5,350万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第6条及びたな卸資産購入限度額の補正、第7条につきましては、記載のとおりであります。

156、157ページをお開きください。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

給水収益974万1,000円の増額であります。使用実績がふえていることから増額補正をするものであります。

その他につきましては、実績及び見込みによるものです。

次のページ、158、159ページ、収益的収入及び支出の支出であります。

配水及び給水費並びに業務費のその他手当4万円と24万円の増であります。配水管漏水事故等及び地方公営企業会計制度改正の対応のために時間外手当の増額であります。

その他につきましては事務事業の確定に伴うものであります。

次のページ、160、161ページであります。

資本的収入及び支出の収入であります。

企業債、分担金、工事負担金等は、事務事業確定に伴う減額であります。

次のページ、162、163ページであります。

資本的収入及び支出の支出であります。

建設改良費につきましては、事務事業確定に伴う減額補正であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（古舘繁夫君） 日程第16 議案第10号平成25年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案171ページをお開き願います。

議案第10号平成25年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における執行見込みによる予算の整理と資本的収支の不足額を内部留保資金に求めた場合に、内部留保資金が減少するため、不採算繰入金として1億300万円の増額補正を行うものであります。

第1条、平成25年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務予定量の患者数及び主要な建設改良事業、第3条の収益的収支の補正につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うものであります。

内容については、実施計画書、説明書で御説明申し上げます。

次に、172ページをお開き願います。

第4条、資本的収支の補正につきましては、資本的収支の不足額を5,866万8,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

補正内容は、記載のとおりであります。

第5条、債務負担行為の補正につきましては、医療機器の購入金額の確定による限度額の補正を、第6条の企業債の補正につきましては、執行見込みを踏まえた限度額の補正を、第7条の議会の議決を経なければ流用のできない経費である職員給与費及び第8条の他会計からの補助金の補正につきましても記載のとおり、執行見込みを踏まえた補正を行うとするものであります。

細部については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、175ページをお開き願います。

医業収益の補正についてであります。入院外来収益の減額補正は、当初予算で1名の常勤医師増加による入院、外来収益の増加を見込んでおりましたが、常勤医師の採用が困難であったことから、決算見込みを踏まえた減額補正を行うものであります。

その他の医業収益につきましては、決算見込みによる補正をそれぞれ行うものであります。

次に、177ページをお開き願います。

医業外収益の補正についてであります。国保会計補助金につきましては、病院が実施した健康管理事業、インターネットによる医師確保対策経費、休日、夜間における代替医師の賃金などが国保特別調整交付金の補助の採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものであります。一般会計負担金のうち、不採算地区病院の運営に要する経費1億300万円は、不採算繰入金として増額補正を行うものであります。

今回の補正により、当初予算の交付税措置相当額6,732万円と合わせ、12月の補

正を含めると1億6,470万7,000円の
不採算繰り入れとなります。

そのほかは、執行見込みによる補正であり
ます。

次に、179ページをお開き願います。

収益的支出の補正についてであります。給
与から経費まで、いずれも執行見込みを踏ま
えた補正を行うものであります。

次に、181ページをお開き願います。

研究研修費から医業外費用のうち借入金利
息まで、いずれも執行見込みを踏まえた減額
補正であります。

次に、183ページをお開き願います。

資本的収入の補正についてであります。企
業債の補正は、執行見込みによる減額補正を
行うもので、国保会計補助金については、購
入したレーザー光凝固装置が、国保特別調整
交付金の補助採択となったため増額補正を行
うものであります。

次に、185ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。器械及び備
品購入費は、医療機器の購入に係る執行見込
みによる減額補正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろし
くお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま
す。

これから、議案第10号平成25年度美幌
町病院事業会計補正予算（第3号）について
を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ
れました。

暫時休憩をいたします。

再開を、2時5分といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

先ほどの議案第4号平成25年度美幌町一
般会計補正予算（第10号）において、吉住
議員の質問の中で、第2表、債務負担行為補
正の中での公用車購入費（ワゴン及びバン）
について、担当主幹から説明の申し入れがあ
りましたので、発言を許します。

契約財産主幹。

○契約財産主幹（村田純一君） 先ほどの吉
住議員の質問にお答えいたします。

ワゴン車及びバンにつきましても車の仕様
については、特記仕様ですね、これについて
は見積もり時と入札の時では変更はしており
ません。それで8社の入札案内を出しまして、
その結果、入札残となったという部分で
あります。

よろしく申し上げます。

◎日程第17 議案第11号から

日程第34 議案第28号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 議案第
11号美幌地域3町障害程度区分認定等審査
会共同設置規約の変更についてから、日程第
34 議案第28号平成26年度美幌町病院
事業会計予算についてまでの18件は、いず
れも新年度関係の議案でありますので、この
際、一括議題といたします。

これから、平成26年度町政執行方針につ
いて、町長の発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日ここ
に、平成26年度一般会計ほか特別会計及び
事業会計予算並びにこれらに関連する議案の
御審議をいただく平成26年第1回美幌町議
会定例会に当たり、町政運営の基本的な考え
方と平成26年度予算の主な施策の考え方につ
いて申し上げ、町民の皆さん並びに議員の
皆様の御理解と御協力をお願いするものであ

ります。

私は、町政を担い2期目最後の年度を迎えるに当たり、かねてから申し上げておりますように、町民の皆様と向かい合い、話し合い、地域の持つ多くの力を結集し、「すべては話し合うことから、そして前へ」を基本に、将来に希望や夢の灯りがともる「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」の実現を目指すとともに、将来に向かい大きな発展の可能性と潜在的な力を秘めた「びほろ」のあすへの発展のために、「5つの約束」をさせていただきました。

第1に、地域基幹産業の振興と町内企業を応援、資源を生かし「びほろ」の活性化を図ること。

第2に、地域医療の充実を図ること。

第3に、健康づくりの推進と介護、福祉の充実を図ること。

第4に、自治会、ボランティア団体、NPOなどの地域活動を応援し、地域力の結集を図ること。

第5に、安心安全で「住んでいいなあ」と実感できるまちづくりを目指すこと。

以上の「5つの約束」と38の主な事業の推進と実現、新たな課題の解決に向け、全力を傾注して取り組むことを決意しているところであります。

2020年夏季オリンピックの開催が東京に決定し、期待が膨らむ中、一方で東日本大震災から早3年が過ぎようとしています。被災地の復興はおくれ、いまだ道遠き状況にあるとともに、原発事故を踏まえたエネルギー政策の方向性が、いまだに見えない状況であります。

美幌町の行く末を展望するとき、少子高齢、人口減少社会を迎え、一方では地方分権が今後さらに加速されると予想される中、さまざまな課題に真正面から向き合い、これらを乗り越え、長生きを楽しめるまちづくりや、将来を担う子供たちに夢と希望を持つことができるまちづくりを進めていくために、町民の皆様とともに力を合わせ取り組んでい

く所存であります。

町政運営の基本的な考え方。

まず、新年度における町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

我が国の経済は、安倍政権が進める大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」いわゆるアベノミクスの効果もあり、実質経済成長率GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど、日本経済は着実に上向いていると言われておりますが、他方、景気回復の実感は中小企業・小規模事業者や地域経済においてはいまだ十分感じることができず、また、物価動向についてもデフレ脱却は、まだ道半ばの状況にあると言われております。

今後は、雇用・所得環境などが改善する中で、個人消費が緩やかに増加し、企業の収益やマインドの改善を背景に、設備投資の持ち直しが見込まれるなど、内需が引き続き堅調に推移し、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されております。

現下の我が国の財政状況は、少子高齢化などの要因により悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への復興対策が重なり、近年著しく悪化が進み、厳しい状況にあります。

また、平成26年4月1日から、地方消費税を含む消費税の税率が5%から8%に引き上げられます。このことにより、地方においては地方消費税交付金が増額となりますが、基準財政収入額の増に伴う地方交付税の減額、一方、歳出では物件費、維持補修費、普通建設事業費の増額が見込まれるなど、歳入歳出全般にわたり大きな影響が生じることとなります。

このような国内情勢の中で、持続的に美幌町が発展していくためには、厳しい状況をどのように乗り越えていくかを町民の皆様と一緒に考えていく必要があります。

「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」を進めていくために、この直面する厳しい状況を成長するための機会・チャンスとしてとら

え、知恵と工夫と力を出し合い、自治基本条例の理念に沿った新しい美幌町の創造につなげていきたいと考えております。

施策の基本的な考え方。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

平成26年度は、総合計画後期実行計画の4年目、第2次財政運営計画～「未来への責任を果たすために、強い財政基盤の確立を目指して」～の2年目となります。第5期総合計画は残すところあと2年となり、この2年間を仕上げの年として、計画の実行に向けて全力で取り組んでまいります。

また、第2次財政運営計画では、自治基本条例に規定している情報の共有と町民参加を進め、町民主権による自治の確立」実現を目指すため、将来に目線を据え、計画の着実な実行により、住民サービスの安定的かつ継続的な提供の維持・向上に努めながら、過去の経験を生かし、将来世代へ過度の負担を残さない、未来に責任を持った持続可能な財政運営に努めてまいる考えであります。

現在開会中の通常国会において、過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）の一部改正法案が、議員立法で提案される見込みであります。

改正案では、過疎地域指定の市町村要件の人口減少率について、かねてから本町が要望しておりました平成22年国勢調査の確定値を用いることとなったことから、本町は平成26年度から過疎地域に指定される見込みであります。

過疎地域指定自体は、諸手を挙げて喜ぶべきことかどうか、考え方はさまざまありますが、過疎指定により町内で事業を行う際に、財政面で有利な過疎対策事業債の発行が認められることになり、今後も予想される厳しい財政状況下において、極めて有効な地域指定となると受けとめております。

将来に負の遺産を残さぬよう、過疎債の発行には慎重を期す必要があることは言うまでもないことであり、選択と重点化に十分配慮

し、対応することが重要と考えております。

当初予算ではこうしたことから、本起債対象予定事業の計上を一部留保したところであります。

平成25年度をもって5年間の経過措置が満了となる、不採算地区病院に係る特別交付税措置について、新たな財政措置の提案・要望を行ってまいりましたが、その結果、総務省においては、現行の対象要件について見直しの余地があり、平成26年度中に検討を行うこととなったことから、平成26年度は現行の経過措置を継続することとなったところであります。

ひとまず安堵したところでありますが、見直しに当たっては地域医療を守るため、引き続き財政措置がされるよう、地域の実情を強く訴えてまいります。議会議員の皆様にも大変御心配とお力添えをいただいたところであり、感謝を申し上げる次第であります。

また、社会保障と税にかかわる番号制度については、関連法が成立し、公布されたところでありますが、地方公共団体において、関係システムの整備などの対応が必要となることから、これらに対する所要の財政措置は講じられることとされておりますが、詳細が示されていないことから、留保予算としたところであります。

厳しい状況は、この先も続くと思われませんが、直面しているさまざまな課題の解決に向け、地域経済の活性化対策のほか、地域医療の充実、防災・減災対策、子育て支援の充実、高齢者の見守りや健康づくりの充実、教育環境の改善、公共施設の長寿命化などに特に力を入れて取り組みます。

次に、六つの柱に基づき、施策の考え方を申し上げます。

元気で働き、豊かなまちづくりについて。

保健・医療につきましては、特定健診対象年齢を現行の35歳以上から二十歳以上に拡大し、若い世代からの糖尿病などの予防に特に力を入れるほか、働く世代の女性支援のため、女性特有のがん検診を推進するととも

に、各種健（検）診のPR回数をふやすことにより、新規受診者の奨励を図ってまいります。

また、国保病院の医師確保に最大の努力を行うとともに、医療機器の更新を引き続き行う中で、新年度においては上部消化管内視鏡の更新に合わせ、新規に経鼻用内視鏡を導入し、患者の受診時の負担を軽減し、受診環境を改善するとともに、診療体制の充実と経営環境の改善に努めてまいります。

農林畜産業につきましては、TPP協定が地域の崩壊につながりかねないことから、引き続き阻止の姿勢を堅持しつつ、全町挙げて訴えるとともに、地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供とあわせて、農林水産業者、商工業者、医療関係者、消費者などの意見をしっかりと受けとめ、農産物の主要5品目を関税撤廃の例外品目として確保するなど、農林水産業はもとより、国民へ不利益が生じる場合には、交渉から即時撤退するなど、適切な対応をとるよう訴えてまいります。

農業基盤整備は、前年度大幅に上積みされ、その約4割が新年度に繰り越されることから、政権交代する以前の規模が見込まれ、本町においても畑総事業を中心に、事業のおくれを取り戻せる見込みであります。

本町の主要作物であるてん菜は、近年の作況が好ましくないことや労働環境が厳しいことなどから、作付意欲の減退と、他の作物への転換が進んでいる状況にあります。作付面積の減少は、製糖工場の安定的な操業に大きな支障となり、地域経済に大きく影響を与えるため、JAでは平成26年度に甜菜育苗センターを、旧上美幌小学校跡地に建設したい意向であることから、JAの要請に応え土地を無償貸し付け、建物を無償譲渡することとし、加えて建物解体費などの一部助成及び育苗用土の運搬経費を4年間補助することとしたところであります。

酪農振興策では後継牛確保のため、性判別凍結精液補助の対象を、未經産牛のみから経

産牛の2回目までに拡大を行い、優良黒毛和種肉用牛群確保のため、繁殖素牛購入に対する補助も引き続き実施いたします。

また、美幌峠牧場の運営については、引き続き有限会社ワタミファームが行うこととなりますが、平成26年度も継続して町内外の預託牛の受け入れをお願いすることで、畜産振興を図ってまいります。

林業振興策では、FSC森林認証材の利用促進を図る町産材活用促進事業は予算枠を拡大、木質ペレットストーブ購入事業は補助単価を増額し、継続実施してまいります。

さらに、新規事業として、国内認証制度でありますSGEC認証エリアの拡大が進んでいる中、自然環境に配慮した質の高いFSC認証材の保全を図るため、FSC認証材から出材された木材に対し、町と森林組合により当面10%程度の単価上乘せ補助を行い、認証材と非認証材の差別化を図る認証材普及事業補助金の創設を行い、森林認証区域の拡大を図ってまいります。

季節労働者の生活安定を図るため、離職時期の雇用対策事業を継続実施するとともに、厳しい雇用情勢の中、引き続き国の緊急雇用創出推進事業を活用し、雇用の創出を図り、通年雇用のための取り組みを行ってまいります。

商店街活性化につきましては、平成22年度から実施しておりますスマッピーカードチャージ事業が、町内での消費拡大に大きな効果を上げていることから、昨年度に実施した子育て世代を中心とした若者の対象年齢を拡大し、予算額を確保したところであります。また、平成24年度から商工会議所が実施しております買い物弱者を主な対象とした買い物宅配・サービス事業について、町内商業者と消費者の結びつきを深める商店街活性化事業に再構築することとし、事業を安定的かつ継続していくため、3年間を基盤づくりの期間とし、定額補助をすることとしたところであります。

観光振興については、本町最大の観光ス

ポットである美幌峠を活用した宣伝活動やイベントを強化するとともに、美幌町観光振興計画に基づく観光振興に向けた施策の検証を進めてまいります。

また、峠の湯びほろにつきましても、平成26年度からの指定管理者の変更に伴い、一部リニューアルを図り、サービス向上と入浴者の増に努めてまいります。

たがいに助け合い、温かなまちづくりについて。

平成23年4月にスタートした美幌町自治基本条例は、協働を基本原則の一つとして掲げ、町民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進していくことを目指しております。今後、地域経済を再生し、成長を持続的なものとするためには、全ての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を生かすことができる全員参加が重要であります。

自助・自立を基本としつつも、自助・共助・公助の三つの主体がバランスのとれた政策や活動を検討していく必要があります。

公助については、財政上の制約がある中で、地域の課題に対応し、活性化を図っていくためには、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進し、支援することで、活力ある社会にしていくことが必要であります。

こうした活力と共助の精神にあふれる社会をつくっていく上で、その担い手は多様化しており、これまで地域社会において重要な役割を担ってきた自治会、消防団、商店街のみならず、特定非営利活動法人（NPO）、公益法人、企業など、さまざまな主体が積極的かつ活発に参加している状況にあります。今後、こうした多様な担い手のさらなる参加や活動の活発化を促す仕組みを構築してまいります。

お互いを思いやり、手助けする社会づくりを進めていく上では、多様な担い手によるノウハウの活用やきめ細やかな支援により、地域のさまざまな問題が解決されることが、大

いに期待されております。住民からの志のある資金に支えられ、社会的に弱い立場にある人たちに寄り添いながら、さまざまな課題に取り組んでいる特定非営利活動法人も多く、また、現在、社会全体の課題として認知されていないことについても、支えを必要としている人々の存在に早期に気づき、支えることで、将来その能力を発揮し、支える側に回る下支えをする活動に取り組んでいる例もあります。

新年度予算においては、地域社会において重要な役割を担う自治会活動を支えるよう、自治会活動運営等補助金及び地域集会室施設整備補助金を見直すとともに、差し迫った緊急事態に対処するため、自治会高齢者カードの配付予算を計上したところであります。

また、新年度は、地域福祉計画を初め、第4期障がい福祉計画、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画、子ども・子育ても次世代育成支援事業計画の策定年度であり、協議会を設置し、町民の皆様の意見を反映し、策定してまいります。

今後、ますます地域と行政の連携は不可欠であり、地域に密着したきめ細やかな自治会活動や、さまざまな地域社会の担い手の育成助長を図るとともに、自治基本条例に基づき、町民主体、情報共有、参加、協働の四つの基本原則を柱に、まち育講座、まち育出前講座の開催やまち育新聞の発行などに加え、地域サポーター制度、町長の車座トークをさらに活用し、町民が主役のまちづくりを推進してまいります。

きまりを守り、明るいまちづくりについて。

交通安全運動につきましては、引き続きこの町から悲惨な交通事故による死傷者を出さないよう、安全教室や自転車教室を開催するとともに、交通安全指導員及び高齢者ボランティア交通安全指導員の方々による通学路や交差点の交通安全指導、さらには多くの町民の方々の協力を得て実施しておりますおはようコール旗の波運動など、町民の皆様ととも

に引き続き一丸となって取り組んでまいります。

消防行政では、緊急防災事業を活用し、はしご車の更新として、20メートル級の高所活動車を導入し、消防体制の充実強化を図るとともに、昨年、100年の歴史を刻んだ消防団組織につきましては、今後も地域防災力の中心として大きな役割が期待されることから、消防団員の防火衣を更新し、今後、計画的に安全装備品の整備に努め、組織の充実強化を図ってまいります。

消費者保護につきましては、年々巧妙な手口で悪質化する契約トラブルに対し、未然防止及び被害拡大防止に重点を置き、消費者協会との連携により相談体制の強化を図るとともに、情報提供を積極的に行い、町民の皆様が被害に遭わないよう、被害の予防・防止に努めてまいります。

今後の防災・減災対策は、平成24年度に見直しを行いました地域防災計画に基づき、着実な推進をしていくこととしておりますが、防災意識の啓発として、また分散備蓄を進めるため、家庭用非常用持ち出し品セットの全戸配布を新年度から4年間で取り組むこととし、予算化をいたしました。

また、避難所の耐震化につきましては、新年度はコミュニティセンター耐震補強事業を行い、年次的に実施していくほか、消防庁舎の耐震診断を実施いたします。

公的な備蓄につきましては、本年度に策定した備蓄計画に基づき、年次的に整備を図ってまいります。

さらに、東日本大震災復興支援の職員派遣につきましては、多くの地域で職員が不足している状況にあり、本町としましては、行政改革の実施により厳しい職員数ではありますが、引き続き新年度も1名、1年間派遣する予定であり、息の長い支援をし、被災地が一日も早く復興するよう支援をいたしてまいります。

日本の安全保障の指針となる新たな防衛計画の大綱と、それに基づく中期防衛力整備計

画・統合機動防衛力の構築に向けてが、昨年12月に閣議決定され、陸上自衛隊の編成定数が現有勢力の全国で15万9,000人、道内3万7,000人体制が維持されるという結果となったことは、北海道に所在する部隊の人員減が避けられたことと受けとめているところであります。

しかし、新たな防衛計画による陸上自衛隊の体制改革により、第6普通科連隊・第101特科大隊が駐屯する陸上自衛隊美幌駐屯部隊に影響を与えかねないものと危惧しており、北の守りを基本として国の守りがあることを共通認識し、道東地域住民の安全安心を確保するため、引き続き協力諸団体一丸となって駐屯部隊の充実整備に向け、より具体的な提案型の陳情を、さらなる活動を展開してまいります。

環境を整え、美しいまちづくりについて。

森林・林産業の持続的な発展を図るとともに、地域全体の活性化を推進するため、自然環境に配慮し、適切に管理された森林から産出されたFSC森林認証材の利用促進を図るとともに、認証エリアの拡大を図り、CO₂排出削減及び森林による吸収量増大などの地域循環システムの構築に向け事業を推進いたします。

また、木質ペレットストーブの導入及び太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システム普及促進を図ってまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和48年から全道市町村に先駆けて着手し、32年を経過いたしました。年数の経過とともに終末処理場及び管渠等の施設の老朽化が進んでいることに伴い、公共下水道長寿命化計画に基づき補助事業を活用し、年次的な整備をすることとし、新年度から終末処理場設備等更新事業に着手いたします。

平成23年度から3カ年計画で実施してきました住宅リフォーム促進事業は、町民の方から大変好評であり、継続の要望も多いことから、新年度も継続することとしたところで

であります。

町道整備につきましては、町道121号の改良工事を継続実施するほか、町道2路線の舗装補修工事を実施いたします。

また、大正橋長寿命化修繕のための実施設計を実施いたします。

美幌町内の公共交通については、新年度から福豊小学校が旭小学校に統合されることから、民間バス路線「古梅線」を廃止し、混乗型スクールバスの運行を実施してまいります。

また、平成24年10月から運行を開始した農村地区の乗り合いタクシーは、通院や買い物への交通手段として定着してきており、今後も高齢者の方へ周知を図りながら、生活の足として、加えて健康づくりや生きがい活動参加のための交通手段として、利用を推進してまいります。

除排雪につきましては、直営と委託により早期の生活路線確保を図るとともに、農村地区におきましては、地元の除雪部会の御協力により、集乳路線及びバス路線を中心とした除雪を実施し、早期の生活路線確保を図るため、地区の拡大に向け協議を進めてまいります。

また、間口除雪（置き雪対策）につきましても継続して実施してまいりますとともに、高齢社会における除雪のあり方について、地域の声をいただきながら、さらに進めまいります。

文化を高め、しあわせなまちづくりについて。

町民会館「びほーる」は、昨年度オープン以来、舞台、音響、照明を初めとする施設設備の充実により高い評価を得ており、利用率も非常に高く、数カ月先まで予約が入るなど、喜ばしい状況であり、まさに美幌の文化の中核的・中心的役割を果たしております。

町としましても、引き続き鑑賞事業の充実を図るなど、文化振興に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、本町出身のアスリートたちがオリンピックを初めとした

世界大会、全国大会ですばらしい活躍をしております。次世代の児童・生徒においても多くの指導者に支えられ、全国・全道の各種競技大会で目覚ましい活躍を見せておりますことから、全国大会などの指導者派遣や管内大会へのバス借り上げなどの支援拡充を図ってまいります。

また、ビホロ100キロメートルデュアスロン大会がことしで28回目を迎え、スポーツイベントとして全国的に知名度もあり、新年度も各地から約300名の選手を迎え、スポーツの振興と町民との交流を図ってまいります。

学校教育につきましては、小学校の35人学級を推進するため、期限つき教員を継続配置します。また、小学校及び中学校に特別支援介助員を継続配置し、特別支援教育の充実に取り組み、子ども発達支援センター、保育園、小学校及び中学校の連携により、子供の発達段階に応じた支援の充実を図ってまいります。

パークゴルフ場施設整備事業につきましては、場所が未定であることから、当初予算には計上しておりませんが、できる限り早く方向性を決め、年度内着手を目指してまいります。

創意と工夫を生かし、誇れるまちづくりについて。

自治基本条例の基本原則であります町民参加の方法はさまざまですが、まちづくりの主体は町民の皆様であり、地域社会や町政に積極的に参加して、初めて美幌町のまちづくりができるものと明記しております。情報共有と町民参加により、町民、議会、行政での話し合いが最も大切であると考えており、町民の皆様との話し合う場を積極的に設けてまいります。

職員の人材育成につきましては、人事交流、各種研修制度を充実させるほか、新年度から勤務実績を給与等へ反映させる人事評価制度を導入、実施してまいります。

財政の運営につきましては、平成26年度国

の地方財政への対応は、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから、平時モードへの切りかえを進めていく必要があるとし、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入歳出面における改革を進めていくこととしております。

また、国の歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準となるよう確保されたところであります。

こうした方針から、財源の充実を図るため地方交付税総額について、地域の元気づくり推進費を一旦廃止し、新たに地域の元気創造事業費3,500億円が創設され、算定に当たっては、各自治体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するもので、人口を基本とし、各自治体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映させる意向であります。また、緊急防災・減災事業費は5,000億円確保され、地方交付税総額は16兆8,855億円となり、前年度に対して1,769億円、1.0%減となったところであります。

このような状況の中、平成25年11月に策定しました美幌町中期財政試算では、平成26年度から平成29年度までの4年間で、約13億円を超える収支不足が生じる推計結果となったことを踏まえ、第2次美幌町財政運営計画、未来への責任を果たすために強い財政基盤の確立を目指してに沿って、将来像を見据え予算編成に臨んだ結果、平成26年度の予算規模は、一般会計で95億712万5,000円となったところであります。

今後、多額の費用を要する緑の苑移転改築補助、町立病院医療機器更新及び不採算費用繰り出し、北見赤十字病院改築に伴う運営費負担、農業基盤整備事業、パークゴルフ場整備事業、公共施設耐震化及び改修事業などに加え、少子高齢化に伴う労働人口の減少や社会保障費の増加など、一層厳しさを増す状況

が明らかである上、超高齢社会を目前に、厳しい時代に耐えうる財政基盤の構築が必要であり、一昨年策定した第2次財政運営計画に基づく長期的視点に立った財政運営にしっかりと取り組み、健全財政のもとでの行政サービスの提供を行っていく必要があると考えているところであります。

結びに、以上、平成26年度の町政執行に当たりまして、私の考え方の基本を申し上げます。

日本は、これまで経験したことのない人口減少社会へ突入し、我が国が戦後歩んできた枠組みからの大きな転換期に立っております。

私たちの町も同様の傾向で推移しており、この厳しい時期を乗り越えていくためには、新しいことに挑戦していくという気概、そして諦めない強い意志が何より重要だと思います。このようなときこそ、何が町民益となるのか、町民の皆様のためになる選択なのか、どうすることが町益のために最善なのかを見きわめ、この町に暮らす一人一人がともに手を携え、行動を積み重ねていくことが必要だと思います。

先人の苦勞と先輩方の多大な努力により築かれた礎をもとに、さらに飛躍させ、未来に引き継ぐという使命が、私には与えられております。

ソチオリンピック・パラリンピックには、この小さな町から4人もの選手が出場し、世界の舞台上で活躍している姿を見て、選手の努力は言うまでもなく、指導、そして支えていただいた方々、多くの町民の皆様、ゆかりのある方々に、そして地域力に誇りを感じられずにはられません。

私は、この機会に改めて、次代を担う子供たちが夢と希望にあふれ、そしてこの町に誇りを持ち、ふるさとを思う強い意志と、人と人との「きずな」を実感できるよう、今、この町に生きている多くの方々が、それぞれの立場で、持ち場で全力を挙げていただくようお願いし、その先頭に立って、まちづくりに

全力で取り組んでまいりる決意であります。

町民の皆様並びに議員の皆様にも、今後とも一層の御理解と御協力、そしてお支えを心からお願い申し上げ、私の町政執行に当たっての方針といたします。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩します。

再開を、3時5分とします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平成26年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕平成26年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

初めに。

平成26年度予算の審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますことに深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、学力の向上を初め、いじめや体罰などの対応をめぐって教育環境が注目され、教育委員会のあり方が問われている状況にあります。

また、少子高齢化の進行や情報化の進展など、社会情勢が大きく変化する中で、社会システムの基盤である教育については、なお一層の期待が高まっております。

このような状況において、教育行政を進める教育委員会として、町民の皆様や教育にかかわる方々に対しまして、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、顔の見える教育委員会として、さまざまな教育課題について積極的に取り組んでまいります。

教育行政に臨む基本的な考え方。

まず、教育委員会の教育行政に臨む基本的

な考え方について申し上げます。

美幌町の教育行政は、美幌町教育目標を基本として、その教育目標である人間性豊かな教育を目指してを念頭に、「美しく豊かな自然環境とその開拓精神にもとづき、町民ひとりひとりが人間的ふれあいを大事にし、生涯教育への関心を高め、生活・文化の発展をはかるとともに、人間性豊かにして心身共に健全であり、創意に富む児童生徒の育成を目指す美幌町の教育を推進する」となっており、この実現に向けて引き続き努力していく考えであります。

このため、美幌町教育目標を基本に、第5期総合計画の主要施策や第6次社会教育中期計画の目指す姿の実現に向け、町行政との連携を図りながら、教育の充実のため効果的な施策を推進してまいります。

また、効果的教育行政の推進と町民への説明責任を果たすため、教育委員会の主な事務の管理・執行状況の点検・評価を行っておりますが、新年度から内部評価に加え、新たに学識経験者による外部評価を行い、その報告書を町議会に提出するとともに町民の皆様に公表し、検証内容を十分に生かした教育行政を進めてまいります。

重点施策の展開。

学校教育の充実。

新学習指導要領による生きる力の育成を理念として、児童生徒に確かな学力豊かな人間性、健康・体力のバランスがとれた知育・徳育・体育を身につけさせ、あわせて学校・家庭・地域の三者がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。

そのためには、「正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する」という教育目標の実現に向けて、保護者や地域に開かれ、信頼に応える学校づくりの推進に取り組んでまいります。

確かな学力の向上。

全国学力・学習状況調査において、総じて全道平均を下回る状況にあることから、この

調査や独自の学力検査の結果を分析し、各学校の改善プランに基づき学力向上に向けた授業改善などの取り組みを継続して進めることが大切です。チーム・ティーチングや習熟度別指導など、きめ細かな指導の充実や道教委のチャレンジテストを活用した、振り返り学習などを進めていく考えであります。

長期休業中における学習サポートとして、大学生、高校生ボランティアによる学習サポート事業を年間10日間、全小中学校で本格実施してまいります。あわせて、退職教員などを活用した放課後における補充的な学習サポートにも力を入れてまいります。

家庭学習の習慣化を図るため、親子算数教室の実施や生活リズムチェックシートの活用を呼びかけるなど、保護者との連携に努めてまいります。

新年度から、全国学力・学習状況調査の結果を教育委員会の判断により公表することが可能となることから、教育上の効果や影響なども考慮の上、児童生徒の個々の情報に配慮しながら、公表していく考えであります。

現行制度で行われています35人以下をめぐとした少人数学級を小学校の全学年で継続実施するため、2名の教員を町単独で配置し、教員が児童一人一人と向き合う時間をより多く確保し、きめ細やかで質の高い学習環境を整えてまいります。

また、子供たちの学びや育ちの連続性を図るため、幼稚園（保育園）、小学校、中学校、高校へと進む過程で、それぞれの発達段階に応じ不安をなくす指導ができるよう、学校間の連携を推進してまいります。

特別支援教育については、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別指導計画、個別支援計画を作成し、関係機関などと連携した効果的な指導や支援に取り組んでまいります。

特別な配慮が必要な児童生徒には、引き続き介助員を配置するとともに、新たな特別支援教育関係者への研修会を実施するなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

豊かな心と健やかな身体の育成。

豊かな心を育成するため、道徳教育の充実がますます重要となってきています。特に、基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、生命を大切にする心、他人を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を身につけさせることが重要と考えております。推進に当たっては、文部科学省の心のノートの活用や道徳の授業公開、地域の人材やさまざまな教育資源を活用した道徳教育の一層の充実を図ってまいります。

いじめ対策では、昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの根絶に向けた社会全体の機運が高まっています。学校・家庭・地域・行政が、それぞれの役割を果たしながら、子供たちの小さなサインを見逃すことなく、未然防止、早期発見、早期対応に重点を置き、実効性のあるいじめ防止対策に取り組む考えであり、法律に基づくいじめ防止基本方針を策定してまいります。

あわせて、いじめ問題やネットトラブルの増加など、児童生徒を取り巻く環境が複雑かつ多様化している現状を踏まえて、生徒指導に係る研修会の充実を図ってまいります。

教育相談体制では、2名の専門的な知識を持った相談員を配置します。教育専門相談員は、家庭や学校だけでは解決が難しい教育的な課題に取り組み、問題を抱える児童生徒や家庭の相談、指導、支援を行います。

不登校専門相談員は、いじめや学業不振、学校の集団生活になじめず不登校になっている児童生徒に対して、学校、家庭との連携をとりながら、学校訪問や家庭訪問などでの相談や支援業務、サテライト授業による学習支援などを通し、学校復帰を目指すとともに、問題解決に取り組んでまいります。

読書は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできない習慣であり、学校図書を整備充実や美幌図書館との連携、朝読書や読み聞かせ、教科学習での活用を図ってまいります。家庭内での読書を通じて、家庭のコミュニケーションを図ろうとす

る家読を推進し、子供たちの読書習慣の定着に努めてまいります。

児童生徒の健康維持では、定期的な健康診断はもとより、感染症の予防に努め、学校では虫歯予防対策としてフッ化物洗口の実施、中学校では薬物乱用防止教室を開催するなど、適切な保健管理指導を行ってまいります。

健やかな体を育成するため、学校における運動習慣の定着に向けた取り組みを進め、体力の向上を積極的に推進します。あわせて、全ての学年で新体力テストを実施する考えであります。

望ましい生活習慣を定着させるため「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という規則正しい基本的な一日の生活リズムを身につけていくことが大切です。生活リズムと学力・体力とは密接な関係にあることから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を基本に、家庭学習と毎日の運動の定着を図ってまいります。あわせて、学校や家庭での食習慣の改善などの食育の推進にも努めてまいります。

信頼される学校の推進。

教員は、教育の専門家として、高度な知識・技能の向上とともに、教職に対する使命感や責任感、地域や社会と連携・協働する力が求められています。

そのため、個人研修や組織的に取り組む校内研修、校内研修に裏づけられた授業の公開を積極的に進めるなど、授業の改善、見直しに努めるとともに、教育局指導主事や町指導主事による学習指導や教育に関する専門的事項の指導助言を行い、教職員の資質能力や指導力の向上に努めてまいります。

学校はやるべきことをやり、その結果を公開し、地域に開かれた信頼に応える学校づくりを推進する必要があります。そのためには、参観日や学校行事での保護者や地域の方々との交流を初め、学校評議員との懇談、学校だよりを通して学校の状況や取り組みの様子を保護者や地域に発信するとともに、児童生徒のアンケート、学校関係者の評価や外

部アンケートなど、多くの意見を反映させた学校評価を行い、学校運営や教育活動の改善を進めてまいります。

教職員は全体の奉仕者として、職務に対する責務を負っていることを自覚し、学校教育に対する町民の信頼を損なうことのないよう、法令などを遵守し、みずからの姿勢を正すなど、教職員一人ひとりが厳正に職務を遂行するよう指導を徹底してまいります。

高等学校への連携協力。

平成23年4月の一斉統合により、新たな美幌高校が開校して4年を迎えようとしています。普通科と農業科が併設された高校として、学校の特色を生かした教育活動が実践されていますが、地元の中学生と保護者の皆様にとって、魅力ある高校として選択いただける存在であることが求められています。

美幌高校の教育活動の様子を広く情報発信し、町内唯一の高校を町民全体で支える機運を高め、魅力ある高校づくりを支えていくための取り組みや、生徒確保に向けた必要な手だてを町行政と連携を図りながら実施してまいります。

教育環境の整備・充実。

複式校の解消。

町内で唯一の複式校であった福豊小学校は、地域の御理解と御協力のもと、一連の閉校関連の協賛事業を終え、新年度から旭小学校に統合いたします。

児童並びに保護者の皆様に、統合先である旭小学校へ不安なく通学できるようスクールバス利用や受け入れ態勢など、万全を期してまいります。

学校施設整備。

子供たちの快適で安全・安心な学習環境を維持するため、計画的な施設の改修に努めておりますが、新年度は北中学校のトイレ洋式化、理科教材などの整備、東陽小学校体育館屋根改修、東陽小学校並びに旭小学校のプール水槽の塗装修繕、美幌小学校並びに東陽小学校の屋外遊具修繕、教育用パソコン並びに東陽小学校の教職員用パソコンの更新などを

実施いたします。

安全・安心な教育環境。

各学校では危機管理マニュアルを作成し、不測の事態に備えておりますが、火災・地震・台風災害を想定した避難訓練、防犯訓練の実施、交通安全に対する意識啓発や交通ルールの指導徹底、通学路の安全確保、登下校の見守り活動、不審者情報メールの配信など行ってまいります。

また、子供が、みずから身を守る態度や危険を予測し、安全に行動しようとする安全教育を充実させ、保護者、地域住民、関係機関との連携を図りながら、一体となって子供たちの安全・安心を確保してまいります。

学校給食。

近年、食に関する知識の欠如、朝食の欠食や偏った摂取やアレルギーなどの問題を抱え、学校給食を通じた児童生徒への食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導強化が求められております。

学校給食では、学校給食摂取基準に基づき、必要なエネルギーや栄養素を満たすよう留意しながら、多様な調理法を組み合わせた献立作成に努めるほか、美幌産農畜産物や加工品を可能な限り使用するなど地産地消の推進に合わせ、学校訪問指導を通じて地域農畜産業への理解を深める取り組みを引き続き行ってまいります。

また、安全・安心かつ栄養バランスのとれた給食提供のため、学校給食衛生管理基準に基づき、食品微生物検査及び残留農薬の理化学検査、有害生物の駆除、自主的な衛生管理体制強化のため、給食調理室における調理室内衛生管理点検調査や感染症予防に係る研修の実施など、衛生管理対策を実施してまいります。

なお、給食センターは開設後16年が経過し、各種調理機器等などが経年劣化したことにより、新年度は吸収冷温水機、真空冷却機、配送用コンテナ、汁わんなどの更新、炊飯ライン並びに全自動煮炊き釜の修繕などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行事業については、新年度から福豊小学校の統合に伴いスクールバス2台を増車し、平成25年度から混乗スクールバス化した旧町営バス路線を含め、委託8台、直営1台の9台で運行いたします。運行に関しまして、児童生徒の利便性を図り、安全運行に努めるのはもとより、少人数の登下校にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き経費削減と効率的な運行に努めてまいります。

社会教育の充実。

「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる生涯学習社会の実現のため、町民一人一人の自主的・自発的学習の支援、学級や講座の実施とその成果を地域に生かす取り組みを進めてまいります。また、地域住民の学び合いや家庭による学習のほか、異年齢・異世代の間における相互学習や交流などの充実を図るとともに、多様化する社会の今日的課題とともに考え、学習する機会を提供してまいります。

また、次期社会教育中期計画策定を含め、社会教育の推進及び活性化を進めるために、社会教育委員の重要性が増していることから、その活動の充実を図ってまいります。

健全な青少年を育む家庭・地域づくりの推進。

家庭教育。

家庭教育力の向上のため、子供を持つ親の学習機会を提供し、心身ともに健やかな青少年の育成を図るため家庭教育学級、家庭教育セミナー及びフレッシュママセミナーなどの事業を積極的に推進してまいります。

また、各種事業を通じて、幼児期からの望ましい生活習慣や家庭での学習の定着に関する啓蒙啓発を行ってまいります。

青少年教育。

次代を担う青少年の教育事業は、心身ともに健やかな青少年を育成することを目的に、小学生を対象として公共施設に宿泊しながら通学する通学合宿や科学の楽しさ、不思議さ

を体験するおもしろ科学の祭典inびほろ、家庭・学校・地域が一体となり地域の子供は地域で育てるという観点に立ったコミュニティスクール事業の推進、さらに子供を対象としたキッズカルチャークラブ、子どもちよっと体験教室の開催など、生きる力をみずから獲得するきっかけとなるよう各種事業を推進してまいります。

また、中学生リーダー、高校生リーダーの養成や青年団体育成・支援を通じ、青少年の主体性を高める活動を支援してまいります。

青少年対策。

青少年の健全育成に係る事業では、青少年育成専門推進員を配置し、青少年育成指導員を含む地域安全パトロール隊リトルウィング及び関係機関が連携し、新入学期や長期休業中、祭りでの巡視活動、さらには中学生との合同巡視活動のほか、青少年問題協議会を初め青少年育成協議会など関係団体との連携により、事件事故を未然に防ぐ活動を支援するなど、町民総ぐるみ運動のより一層の広がりを展開してまいります。

成人・高齢者教育。

成人教育では、地域活動への積極的な参加のための学習機会を提供するマナビティーセンター講座を初め、女性学級、女性リーダー国内研修を実施し、主体的な活動の促進を図ってまいります。

また、新年度は、美幌高等学校の御協力をいただき、教育委員会が連携して隔年で実施しております美幌高校開放講座が開催されることから、学習機会がより充実することとなります。

高齢者学級として実施しております明和大学は、入学者が減少傾向にありますが、高齢者がみずから学び活動する場として、さらには生きがいの創出という面からも、その果たす役割は大きいものがあります。今後とも学生などの要望を的確に捉え、魅力ある授業内容を検討し、楽しく学び続けることのできるよう積極的に事業を推進してまいります。

豊かな心を育む文化芸術活動の振興。

芸術文化振興。

芸術や文化活動への意識を高めることは、心に豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基盤となるものと考えております。

文化活動の拠点施設として、町民待望の「びほーる」が平成24年8月にオープンしましたが、利用率も高く、町内外から非常に高い評価をいただいております。新年度も「びほーる」を核として、幅広い芸術文化に触れる機会を拡充し、文化連盟を中心とする鑑賞事業や指導者招聘事業のほか、数多くの事業を行ってまいります。

また、児童生徒への芸術鑑賞や発表機会の提供も積極的に推進してまいります。さらに、ギャラリーを活用してのコンサートや絵画展示も好評をいただいておりますことから、引き続き実施してまいります。

社会教育を充実させる学習環境づくりの推進。

図書館。

図書館では、引き続き乳幼児から高齢者に至る幅広い世代への読書機会の提供に努めるとともに、第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、子供たちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてまいります。

また、保健師やボランティアの方々との連携により、乳幼児への読み聞かせの大切さや読書活動の推進を図るためのブックスタート事業、さらには小学1年生を対象に児童書を配付するブックセカンド事業も引き続き実施し、読書の大切さを伝えるとともに、読書習慣の形成と豊かな情操を育む事業を積極的に推進してまいります。

博物館。

博物館では、多くの町民が興味を抱き、ふるさとを知っていただくきっかけづくりとなるよう美幌町の野鳥たちをテーマとした特別展の開催、さらには寄贈美術資料展、美幌の四季展などの企画展を予定しております。

教育普及では、引き続き各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、講座内容を拡充し、博物館教育につながるよう努め、多くの町民が博物館活動に関心を持ち、親しまれる館づくりを積極的に目指してまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査として、道営畑地帯総合土地改良事業の田中、豊栄2地区における予備調査、各種開発行為に伴う事前調査を予定しております。

社会教育施設。

社会教育施設整備については、利用の実態や要望を踏まえ計画的に取り進めておりますが、新年度は、あさひ体育センター屋根改修、B&G海洋センター上屋シート改修、リリー山スキー場のリフト及び圧雪車の修繕、陸上競技場第4種公認検定、あさひ多目的運動広場散水栓増設工事、人工芝更新、芝管理用機器の整備、図書館電算システムの更新、博物館暖房設備改修実施設計などを予定しております。

生涯にわたるスポーツ活動の振興。

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり運動・スポーツ活動に取り組むことが重要であり、誰もが、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる社会の実現が課題となっています。

このような中、各種競技スポーツの普及と生涯スポーツの振興に努め、町民の皆様が運動に親しめる機会を充実し、誰もが健康で豊かな生活と地域コミュニティが広がるよう、体育協会及び総合型地域スポーツクラブと引き続き連携、協働を図ってまいります。

また、各種スポーツ団体による積極的な活動、スポーツ合宿の受け入れや指導者の養成などにより、競技選手・団体の活躍が見られ、全国大会や国際大会を初め、ことしのソチオリンピック・パラリンピックには、本町出身のスポーツ選手4名が出場するなど、町民に感動と希望を与えたことは、これまでの活動の成果であると考えております。

新年度は、NECラグビー部やスケートの

夏合宿などの招聘を予定しており、少年団や高校生に対する指導も行われ、技術の向上は図られるものと期待しているところであります。

今後とも青少年から高齢者に至るまで、それぞれのニーズに応じた活動の促進と指導者の養成や活用を進め、地域スポーツの普及推進を図ってまいります。

結び。

以上、平成26年度の教育行政執行に当たりまして、教育委員会の方針を申し上げます。

教育委員会は、町行政や関係機関との連携はもとより、家庭や地域と協働して、これからのふるさと美幌を支える子供たちの健やかな成長と、町民一人一人が生き生きと学び続ける人生を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催いたします。

再開を、4時5分といたします。

午後 3時38分 休憩

午後 5時08分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告します。

先ほど、橋本博之さんから、還付加算金の支払ってんまつについて緊急質問の通告がありましたので、日程第35 中嶋すみ江さんの一般質問の前に、議案として日程に追加することといたします。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会の委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） ただいま議会運営委員会委員長からの報告に対して、質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただいま、議会運営委員会の結果で議事に追加するという点について、委員長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、緊急質問できるというのは質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められ、議会が同意したときということで書かれているのですが、具体的には緊急を要するときというのは、例えば「天災地変、騒擾、その他不時の大事故等に関するものである」というふうに書かれております。

私は、今回、議事として扱うについて、なぜその緊急性があるのかということ、議運でどういう議論をして緊急性があるというふうに認めたのかについて、議運の委員長としてお答えいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今、質問されたから、その点について、議会運営委員会の中の話も含めまして答弁させていただきます。

まず一つは、この処理てんまつという意味ではありますが、25年度中の解決というお話が1点あります。そうなりますと、この案件は少なからず日時が迫っているものだという点が1点。

二つ目であります。広く町民にこの処理てんまつが知れ渡っているかという鑑みまして、これはある意味では、町民が不利益をこうむるということでもあります。そういう意味では、行政側のしっかりした内容が町民に知れ渡ることも勘案すべきであるということで、議案として追加日程ということで報告させていただいております。

なお、追加日程という趣旨は、自動的に緊急質問として取り扱うかどうかという決定ではなくて、議案の中で、議案として取り扱いの中で、緊急質問を認めるか認めないか決する場です。そういう趣旨で、議運としては皆さんの会議のもとで、議案として追加いたしました。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ただいまの吉住議運委員長の説明に、私は非常に納得がいかないのですが、25年度中で終了だからとか、日時が迫っているとかということは、一切緊急質問との関連性はないと思っております。

それから、広く住民に知られているかどうかということですが、美幌に限らず今回の解釈について、多くの自治体で同じような扱いで誤ったことで、美幌と同じように納税者へ迷惑かけたということで、北海道新聞や地元紙含めて現実にそういったことが報道されて、町長も記者会見でそういったことを言っておりますし、所管の委員会でもきちとした説明を我々受けていますから、別にこれに隠せとか何とかということではなく、そういう手順踏んでやっている中で緊急性ということは、先ほど私が質問した天変地変だとか、その他重大な事故だとか、そういうようなことで大変なようなときにしか、基本的には緊急性というのは私はないのかと。

そのことを拙速に認めていけばどんなことでも、それでは住民に知らされていないことについて、緊急性があるからというようなことで扱うことについては、非常に疑義がありますので、再度お答えいただきたいと思いま

す。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 再度お答えさせていただきます。

先ほど言った日時ということの解釈ですが、これは対応として還付加算金の支払い、決着という意味では25年度予算の中の決着だということをもってしても、この機を逃がしては後の祭りという表現が適切かどうか分かりませんが、まず時期を離れているということをいま一度申し上げたいと存じます。

そしてまた、今、総務文教厚生常任委員会ということでありましたが、もちろんそういうことはありましたが、議会に報告、議論ではないですよ。報告の中をもって町民に知れ渡っているかというのは、やはり議論の要するところでもありますので、そこは議案として取り扱った上で、緊急性を皆さんにお諮りをするという思いで、議運としては追加議案として上程させていただくということでありませぬ。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 再度質問いたします。

今の説明ですと、議会に報告をしたからといって、住民に知れ渡っているかどうかということ言えば、どんなことでも緊急性があると。これは理事者側と議会との間のやりとりだけで、そのことが住民に知らされていないということをもって、今回みたいなケースで緊急性を認めるとすれば、どんなことでもできるというふうに、議運の委員長としては考えられているのですか。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回においては、議運という委員会の中で、議案として追加するということを決めさせていただきました。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、総務文教厚生常任委員会の委員長をやっております、還

付加算金問題については3回、最後のてんまつまで委員会に対する報告をしていただきました。

もちろん委員会で報告があったから、本会議で例えば一般質問で行政側の不手際だとか、あるいは改善点などを取り上げられないということでは全くないわけで、疑問点を整理すれば、あとは政策的な判断で本会議場で一般質問という道は、今回もあったのだと思っております。

前段で、補正予算との関連で質問を仮にするとすれば、この費目は総務費の最終節は償還金利子及び割引料23節、これが補正予算案の中に含まれていれば、これにかかわって当然質問される権利を持っておりますが、補正予算書の中には23節含まれていませんので、したがってできなかったということになるわけです。

しからばどういう道があったかといいますと、行政報告が出されています。行政報告は事前に全議員に渡っているわけなので、ここに書かれていること、または書かれていないが大事なことについて、当然、一般質問で取り上げるという道が残されておまして、本件については、本来、補正予算で取り上げられないとすれば、一般質問で取り上げるべき性格のものだというのが議会上のルールだと、私は思っています。誰が要求しているかではなくて、そういうルールではないかと。

したがって、私は、議員は積極的に町政のさまざまな問題について意見を出したり、あるいは姿勢を正すという機会をできる限り確保すべきだというように思っている立場なものです。しかし、やはり緊急質問は緊急質問としての一定の制約があるということを考えてときに、今回の議運の措置については、相当拡大解釈されているのではないかと、そういう思いを持っておりますので、その辺については、議運の委員長に見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 同じような答弁になるかと思いますが、それを踏まえた上で、皆さんいろいろな議員必携とか、いろいろな資料がお持ちだと思いますが、それも含めて議運で決するという、ああいうことになっております。

今、大江氏が指摘されたことは十分承知した上で、本人の25年度補正予算の中で聞ける場面もあったということも事実であります。一つは、本人の錯誤もあった中で先ほど申しましたが、処理てんまつという意味では、町民に知らせることも大きな意味で不利益をこうむる人も生じた中での対応ということもありますので、議運としては認めたということであります。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 見解は、変わらないということはわかりました。

そこで、今、美幌町議会の常任委員会は、二つしかありません。総務文教厚生と経済建設と、それぞれ所管ですから、所管の委員会にさまざまな報告がなされておりますが、私どもが今努力しているのは、所管に対する説明はきちっとやっていただきたいと。その場合に、所管外、委員外議員の方々についても、それぞれ自分が所属しない分野でどういう問題が起きているのかということを積極的に開示して、委員外議員として美幌町で起きている問題についてぜひ傍聴し、あるいは委員外議員として御発言をお願いしたいと、こういう立場にあります。

そういう意味で、今回、この還付加算金の問題については、3回委員会できちっとした説明をさせていただいているという中身で、今後もこれは強めていかなければならないというように思っています。

十分質疑をした上で、なお、町政の重要な課題ということで一般質問で取り上げられるのは、大いに結構なことだと思いますが、そういう議会活性化の途上であるということについても御理解をいただきたいなというように、これは委員長に対する質問ではないので

すけれども、思っております。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今、大江氏が言っていること、もちろん新年度に向けて委員会のあり方とかいうことで議論のしている最中でありまして、おおむねきょうという意味ではありませんが、その趣旨に沿った議会というか、委員会の中身も変わっていくものと、私も強く賛同するものであります。

そういう中でありますけれども、本来、議員という立場は、行政に役目としてお聞きするものがあれば、先ほど大江氏もおっしゃっていますけれども、聞くとするならば、議員としての一つの町民に対する役割だと、これは私見もちょっと入っていますが、そう思っておるところです。

よって、皆さんに改めて議案と上った上で、皆さんの賛否をとるというルールでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（古館繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 私は、今、お話ししている中身を聞いていまして、はっきり言って上杉さんの意見のほうが正しいなとは思っています。

と申しますのは、私の経歴から申し上げて、26名ぐらいの議員がいて、いろいろな中でもまれている中で緊急質問というものはいかなるものかということで、相当、相当でもないですけれども、二、三回緊急質問をしたと言ったときに、相当怒られたことがあります。

ただいまお話が、ほかの議員からあったように、本当にそれは緊急に値するものなのか、これが本当のことだと思います。ですから、たまたま私も総務常任委員会でありましたから、いろいろな意見も伺いました。

それから、会計の中で問題はないのか、いろいろな質疑の中で納得もさせていただきま

したし、予算の中でも問題はないということでありました。等々いろいろなことを考えてみますと、果たして今の話が緊急質問に値するかどうなのか。

またもう1点としては、これを採決するものなのかという、本来しなくてもいいものを採決まで持って行って、しなければならないというのは私は納得いかない。

こういうことは、先ほど大江議員も言われているように、一つのルールというものがあって、そのルールの中からそれに添えない人間が、一般質問も外した、聞き漏らした、いろいろな点があるわけですから、そのときの経験を踏まえて、このときはこうやってやるぞ、このときはこうやってやるぞと、そういうものではないかなと思います。

ですから、私は、上杉さん、大江さんの言ってくれたことは、まことに筋の通っている話だと、私の経験上の中ではそう思います。ですから、これが議運の委員長には申しわけないですけども、これが議運に諮る、表に出てくる前に、実はこういうことで緊急質問したいのですけれども、中のほうで聞かれたときに、議長含めてお話し合いの中で、これは妥当だ、これは妥当でない。そのときは、町長の行政報告の中でそれで言ってもらったらどうだとか、私の経験の中でそんな話もあったような記憶がありますけれども、ですから今回そこまで言って賛否を問うまでの話かどうなのかということは、非常に私は疑問に感じます。

ですから、よく考えて、頭冷やしてよく考えてもらいたいなど、私は思います。

○議長（古舘繁夫君） 宗像議員、先ほどから議運の委員長、皆さんの質疑に対しての答弁をされておりますので、改めて議運の委員長から答弁いただいたほう、いいですか。（発言する者あり）ちょっと言葉十分ではありませんが、宗像議員のこれで質疑を終わらせていいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。なければ前へ進みますが、よろしいです

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、橋本博之さんの還付加算金未払い処理てんまつについて、緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

橋本博之さんの還付加算金の未払い処理てんまつの緊急質問に同意の上日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立少数です。

したがって、橋本博之さんの還付加算金の未払い処理顛末の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、発言を許すことは否決されました。

◎日程第35 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第35 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 〔登壇〕 本日は、3点について質問させていただきます。

1点目、一時預かり事業内容の拡充について。

本町の子育て支援に、一時預かり事業があります。事業内容は、保護者や家族の病気、不定期的に仕事をするなど、家庭での保育が困難になったときに、おおむね満1歳児以上のお子さんを一時的に預かる制度となっております。

お孫さんを見ていたおばあさんが話をされておりました。「体を少し休めたいときもあるので、この一時預かり事業を利用しようと申し込みに行ったら、診断書が必要と言われ、すごく大変でした」。

また、町内に身寄りなどがいなく、預かってもらえるところがない母親からは、「美容室に行くときに一時預かり事業を利用したかった」と、もっと使い勝手のよい支援にし

てほしいと、要望されております。

子育て中の母親、家庭にとって困っているときの助けになる利便性ある支援であるべきと思いますが、そのためにも一時預かり事業の内容の充実を図るべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

2点目、産前・産後ヘルパー制度の実施について。

産前・産後ヘルパー制度は、出産前からの切れ目のない安心できる子育て環境の充実を図る支援の一つであります。それは出産前・出産後の子育てと家庭で、産前・産後の体調不良で家事や育児が困難なときに、家族などの援助を受けられない方が利用できる制度であります。

サービス内容には、乳児の沐浴、育児、食事の世話、衣類の洗濯、居住の清掃、整理整頓、生活必需品の買い物、その他、必要な育児及び家事などがあります。本町でも産前・産後ヘルパー制度の導入を考えてはどうか、考えをお伺いいたします。

3点目、ひとり親家族の親の外来医療費負担助成の見直しについて。

ひとり親家庭における外来医療費負担助成制度が、平成21年8月から開始され、3割負担となりましたが、その当時、ひとり親家族の母親との会話の中で、「医療費が3割負担になるので体調が悪くても、すぐには病院には行けません」と話されていたのが、今でも忘れることができません。そして今回、住民満足度調査の意見の中にも、ひとり親家庭における医療費免除を望む声があります。これが、ひとり親の現実の声であると思います。

ひとり親家族における親の外来医療費負担助成制度の見直し及び前制度の復活など、再検討する必要があると思いますが、考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の

質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、一時預かり事業について。

一時預かり事業内容の拡大についてですが、本町の一時預かり事業は、平成10年4月から実施しており、満1歳以上から就学前の児童を対象に、1カ月、12日間の預かり日数を限度として実施しております。

また、年度内における預かり日数の制限は、保護者の就労による場合は年24日間を限度とし、保護者の疾病や家族の疾病による付き添いなどに伴う緊急的な預かりは、年36日間を限度に子育て支援センター及び美幌、東陽両保育園で実施しております。

お尋ねの「一時預かり事業の内容の充実を図るべき」とのことですが、この事業は、緊急一時的に保育を必要とするケースに限られ、現在の施設及び受け入れ体制の中で安全に保育することを考えると、保護者のリフレッシュなどの事由での利用はできませんが、町内にある民間保育事業者において、ゼロ歳児から5歳児を対象に、月曜日から土曜日の保育時間内にどなたでも一時預かりを利用することができますので、今後、町のホームページなどで周知を図り、利用しやすい環境を整えたいと考えており、本町の一時預かり事業の内容を変える予定は、現在のところありません。

また、子育て支援センターでは、お子さんの身の回りのことや困っていることなど、子育てに関する悩みや不安などを受け付ける児童育児相談を初め、親子と一緒に遊ぶことによって親子の触れ合いを深めるとともに、出会いの場、お友達の間を提供するセンター開放などを行うほか、お母さんのリフレッシュのために隔月でミニスポーツなども実施していますので、御利用いただければと思います。

子育て支援は、幅広く行政だけではなく、民間保育事業者や地域見守りボランティアの方々など、社会全体で支えていくことが必要と考えております。少子高齢社会を迎え、民間保育事業者などと連携を図り、安心して子

育てができる環境の整備を進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、産前・産後ヘルパー制度について。

産前・産後ヘルパー制度の実施についてですが、産前・産後ヘルパー事業は、児童福祉法第6条の3第5項に規定されている養育支援訪問事業の一つで、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための支援や出産後、間もないおむね1年程度の時期に、養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供のための支援などを行うものであります。

訪問支援者である子育て経験者やヘルパーが、産前・産後における母親の体調不良により、家事や育児が困難なときに家族などの援助が受けられない家庭を訪問し、育児・家事援助を実施するものです。

また、これとは別に、本町で実施している養育支援訪問事業の一つとして、保健師が全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言、その他の援助を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）により、保護者を支援することが特に必要と認められた方には、専門的相談支援として養育者に対する育児不安の解消や養育技術を提供するため、家庭訪問を継続して行っております。

産前・産後ヘルパー事業は、保健師が実施している養育支援訪問事業の専門的相談支援を通じ、対象家庭を把握する中で、今後ニーズの把握や費用負担のあり方などを研究してまいりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、ひとり親等の外来医療費の助成について。

ひとり親等の外来医療費負担助成の見直しについてですが、ひとり親等の医療費助成については、ひとり親家庭の母又は父及び児童の医療費の一部を助成することによって、保

健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とした制度であります。

北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づいて、町が実施する医療給付事業に要する経費に対して補助金が交付されており、道内全ての自治体で実施しています。

各自治体では、独自の上乗せ措置を行っている場合もあり、美幌町においても児童の医療費及び親の入院に対する初診時一部負担金や自己負担額の0.5割を助成し、自己負担の軽減を図っております。このため、非課税世帯では児童の医療費及び親の入院に係る自己負担はなく、課税世帯は0.5割の負担となっております。

北海道の補助金交付要綱では、親の医療費については入院及び訪問看護のみが補助対象となっており、通院については補助対象外となっておりますが、平成21年8月まで町単独措置として、自己負担3割のうち2.5割の軽減を図ってまいりました。

しかし、厳しい財政状況の中にあり、子育て支援充実のため常設保育園の保育時間延長を実施するための財源が必要なことから、ひとり親の通院費3割について自己負担とする見直しを行い、平成21年度に条例改正を行ったところであります。

ひとり親家庭の親の外来医療費負担助成制度の見直し及び前制度の復活など、再度検討する必要があるとのことですが、ひとり親のみならず乳幼児医療や重度心身障害者医療費などにも、町単独の上乗せ措置をしているほか、各種健診の助成や子育て支援、高齢者対策、障害者対策など、あらゆる福祉政策を展開していくことが必要であり、厳しい財政状況の中、福祉政策全体の中で検討をしてまいりたいと考えておりますので、ひとり親家庭の親の通院費については、現行制度を継続したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さ

ん。

○3番（中嶋すみ江君） 再質問をさせていただきます。

一時預かり事業内容の拡充についてから再質問させていただきます。

子供を一時的に預けたい家族の方から、診断書提出の件についての意見では、一時預かりの申し込み時点で内容把握が十分できるはずなのに、そこまでしても診断書が必要なのでしょうか、書類を提出するまで大変でしたと言っておりました。もし、法的に問題がなければ、申し込み時点で内容把握などできるものは、手続の簡素化はできないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 基本的には診断書が必要になりますけれども、そのときの状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ぜひ状況を把握して、診断書はなるべく必要でないように取り組みを進めていただきたいと思います。

2問目、質問をいたします。

歯医者などにかかるために、一時預かりをしてもらうときは、利用後に領収書の提出が必要となっているようですが、美容室に行くための一時預かりは、領収書提出の要件を満たせますが、預けたい理由などが領収書などの提出の要件を満たせるものは、利用できるように拡充してはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 町の一時預かり事業につきましては、幼児が保育に欠ける状況になるということで、限定的に対応しております。ですから、例えば民間の一時預かりの場所だとか、そういうところを御利用いただければと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 今、町の考えはわ

かりましたけれども、次、3問目の質問にさせていただきます。

個人でも、子育てのサポートを行っているところがあります。そこは預かる側のボランティアが少ないため、限界があるようです。また、利用料におきましても町と民間とではさまざまあるため、町の預かりを利用したいという声があります。

また、町内に親、兄弟、親戚など身寄りがいなく、預かってもらえなく困っている方もおります。そういう方のためにも、ぜひ一時預かり事業の受け入れ制度の拡充を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今、お話ししましたとおり、町については限定的に考えております。それで町内には、例えば民間のひまわり保育園であるだとか、マザーズであるとか、そうして生活助け合いのサービスであるサクランボであるとか、そういう有料で育児支援を行っている民間のすぐれた団体もごございます。そちらのほうも利用していただければと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 次の質問をさせていただきます。

答弁に、リフレッシュの事由での利用ができないとのことでしたが、育児中の母親のリフレッシュ等を目的とした一時預かり保育も重要と考え、実施している町もあります。

また、1日に隣りの津別町で、子育て世代の父母が集まり、子育ての悩みや町への要望について自由に語り合い、町政に役立てるチャイルドフェアカフェの様子が新聞に掲載されておりました。その中の意見に、「子供に優しくなれた」とありました。それは保育所に子供を預けたことで、「自分の時間が生まれたため」とありました。子育て中において、自分の時間を持つことで生まれる心のゆとりは、家庭環境をも変えていくことにつな

がると、改めて感じました。そのような面から考えますと、リフレッシュなどの一時預かりもないがしろにしていけないなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町も少子化対策含めてさまざまなこと、実は事業を展開しておりますので、一事業、一局面だけをとらえて言うとは、ほかでやっていて、やっていないのもありますけれども、トータルで総合的なところで見ていただきたいと思っておりますけれども、そういう方には子育て支援センターのほうにぜひ足を運んでいただきたい。同じ状況のお母さんたちがたくさん見えて、いろいろな悩みも含めて、和気あいあいとやっておられるというような状況を聞いておりますので、ぜひそういった悩み、特に産後の鬱になったりするというようなことも含めて、いろいろな状況があると思っておりますので、ぜひ既存の施設でも十分対応できる部分もあると思っておりますので、ぜひそういったことも御利用いただきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 子供と親と一緒に行って遊ぶとか、そういうことを希望しているのではなくて、子供を預けてちょっと自分が美容室とかそういうところへ行きたいというそれは選択なので、今の町長が言ったのと、ちょっと違うのです。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど、民生部長が答弁させていただいたように、美幌の保育園等でそういう、これは緊急避難的にやっている事業と、セーフティネットと言ってもいいのではないかなと思っておりますけれども、その他、民間の事業者でやっている部分もあるということでもあります。

それで、この一時預かりやっている保育園、両保育園と子育て支援センターについては、あくまでも就業と御本人の疾病、あるいは家族の疾病によって、一時的に保育をする

というようなシステムでありますので、そういった意味でリフレッシュとかということについては、除外しているということではありません。全部できれば一番いいのですけれども、なかなかそういう状況にもないと。民間でもそういうことをやっておられる事業所があるということでもありますので、私は本当に民間の力をかりるということをやっと取り組んできましたので、全てのことを行政が手がけて安くやるという時代ではもうないと思っておりますので、採算ベースに合うところはしっかり民間の皆さんのお力をかりるのが、これからの行政の運営の方法だと思っておりますので、競合してやるということまでは、それは二重で無駄が多いと思っておりますので、緊急避難的な預かりは私どもがしっかりやると。リフレッシュ含めて、その他の事由のところについては、民間事業者がやっておられるところで解決ができると、そんなふうに思っております。

ただ、制度をどう上げていくかについては、今後の課題だと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 先ほど、私の質問の中で、個人でも子育てサポートを行っているということで、今、民生部の部長がその個人の名前出したのですけれども、私はあえて出さないようにしたのですけれども、それは要するに預かり手なんていないと、少ないと、だから周知徹底はしてほしいと言われてたのです。そして、そのかわり預かる側のボランティアを、そういう養成、この前講座ありましたよね。そういうときに、そこでそのボランティアの先ほど言った個人のそこに、預かり手としてやっていただけないかと、それをお願いしたいと私は言われたのですけれども、かえって周知徹底されると困るみたいで、預かり手がいないので、私、あえて言わなかったのですけれども、それでそういう部分で行政でやっていただかなくては

けない部分もあるのかなという思いで質問しました。

子育て支援の保育に関しては、待機児童は美幌町として今のところはいないとお聞きしております。だからいよいよ一時預かり、一時保育にニーズの声がありますので、そちらのほうに推進されていく、サポートしていくという次の取り組みに美幌町は入るのではないかと、そう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 3歳から学校上がるまでについては、常設の保育園と、あと僻地、それから季節というところで、大体収容されるということで、どこかに通えるという意味で待機者がいないというようなことなのですけれども、これから一時預かりも問題がありますけれども、やはり今、民間の事業者にお任せしているゼロ歳からの部分をどうするかということも、やはり大きな課題にはなってくるのだらうなと思っております。

そういった意味では、民間ができることと、そうでなくてできなくて行政でやらなければいけないという仕分けをしっかりとできないと、くどいようですけれども、何でもかんでも行政がやるという時代では決してないと思いますので、本当に美幌を見ると、民間の皆さん、そしてボランティアの方もかなりいろいろな活動されているので、そういったものと力合わせることで、よりいろいろな事業が展開できるということがあると思いますので、ぜひそういう御理解をいただきたいなと思います。

私も、しゃきプラの1階の子供が遊ぶところへ行くのですけれども、結構あそこにもお母さんと子供来て遊んだりしているのですけれども、ああいうのも利用できる。預かりはできませんけれども、そういうところからお互い力を合わせるということができないかなと思いますので、何でもかんでも行政がというようなことでは、なかなかこれからの行政運営も厳しいというのは御理解い

ただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 子育てには、きめ細かいサポートの推進が重要になってきています。ニーズをしっかりと受けとめていただき、きめ細かい推進を願い、質問を終了させていただきます。

次、産前・産後ヘルパー制度についてです。

この制度は、つわり、貧血などで家事がきつい、妊娠中毒症などで安静にしないといけない、出産間近で体がつらくて動けない、退院後に体が本調子でない、育児中睡眠不足で疲れがとれないなどに利用されるものです。

本町もこの産前・産後ヘルパー制度を実施することで、母子の体調不良時の援助ができます。これで本町が今、実施されている養育者支援訪問事業の養育者の育児の不安解消の取り組みと合わせ、心と体の両方のケアが整うことになるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 家事代行とベビーシッターという制度は、例えば東京などの都会では成立する事業なのかもしれませんが、本町の場合に出生数が少ないというような状況もございまして、保健師がいろいろな相談に乗って対応しているという状況でございます。

一応、報酬だとか、そういうものも支払わなければならないということがございますので、その辺経費負担も考えて、費用も考えまして、今後、検討されなければならないというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 平成15年度から実施しております室蘭市では、平成22年、23年の決算額が約5万円、24年度は18万円となっております。また、登別市では平成24年、25年は16万7,000円で、

26年の予算は21万8,000円とのことであります。利用者は、主に転勤族の方が利用されているそうです。

そういう面でも、本町にも転勤されてくる方の安心にもつながりますし、また、自衛隊の町でもありますので、妻を残して演習に行く夫にとっても安心できる取り組みになると思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、民生部長が答えましたように、専門的相談支援というのは保健師中心に、保健師も今、地区担当制に変わって、それぞれの地区に出向いて行って、いろいろな事業を展開しております。

ただ、今、議員おっしゃるように、育児、家事援助についてはなかなか難しいというようなことですが、議員おっしゃったように、美幌は駐屯地があって若い方がたくさんおられて、結婚して、美幌町外から来られて、親戚もないという方もおられると思います。それは私も同じ認識しておりますので、これについては研究させていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 自衛隊の町でありますので、この体制づくりは、善は急げですので、26年度から調査研究していただきたいと願い、この質問は終了させていただきます。

次、ひとり親の外来医療費負担助成制度の見直しについて、再質問させていただきます。

財政が厳しい状況は理解しておりますが、ひとり親の外来受診助成制度廃止から5年目に入ろうとしておりますが、親の健康が損なわれてきたのではと考えざるを得なくなっております。それは近年、母子家庭で、現実に経済的な問題で体調が悪くともすぐ病院に行くことができず、いよいよになって受診し、最悪の状態になった方がおります。

そこへもって満足度調査の中にも、母子の親の医療費助成を望む声がありますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このひとり親の医療費の助成ですけれども、制度改正前は御本人、国保のほうで7割を見て、そして道が2割を持つと、それに幅出しといいますか、横に町が0.5割出して、本人負担が0.5割というようなことをやっていたのですけれども、21年のときに、この受診内容をいろいろ調べてみた結果、歯医者さんに通う方が非常に多いということで、当時、保育所の時間延長の論議も随分されていまして。土曜日含めて、もうちょっと預かり時間を延ばすという片っ方でそういう課題もありまして、この実態を見た中で、これについては改正してこうと。そして減額になった部分を、保育園の時間延長のほうにシフトしようということで実はやってきました。

それで、私どもはいわゆる福祉医療制度という制度でありますけれども、乳幼児医療だとかひとり親だとか、また重度心身障害の方に対する福祉医療も、道もそういう事業をやっております。それに上乗せして、初診時の一部負担だとかそういうことも乳幼児だとか、それから重度心身障害の方の方に道を上回って、あるいは道の補助から横に少し出したりして、幅を広げたりしてやっているということでもありますので、いずれにしろ中身をいろいろ精査した中で判断しなければいけないということで、当時はそういう状況にあったということで、改正をさせていただいて、それを資金をシフトするというようなことで実はやらさせていただきました。

その後、時間もたっているということでもありますので、実態としてどうなのかというようなことをちょっとその後、多分調べていないと思いますので、これは見直しは定期的に行っていないと、どんどんふえていくのもちょっとあれですし、そのことをしっかりと見きわめていきたいなど、そんなふうに思っ

ております。

○議長（古館繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 本当に実態調査は大事かなと思います。外来医療費助成廃止前の前年の平成20年のひとり親は230名おりました、そのとき外来受診件数が約2,200件ありました。そして入院が190件となっておりますが、助成廃止後のひとり親の方の健康は保たれているのかなと。2,200件もの受診されていた方が、本当にその方の健康が今、保たれているかがすごく心配であります。

そして、また母子家庭に育った方のお話の中に、「病院も先立つお金がないと行けなかった、親がダウンしても自力で治すほかなかった」と。また、「3割負担はきつく、体調が悪くても病院に行けない」との声も聞いております。体調が悪くても経済的理由などで受診することができないのではと、懸念されます。そこで、ひとり親の中でも所得の低い非課税の方だけでも助成制度を復活させるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） おっしゃるとおり、ひとり親に限らず所得の少ない方については、医療費は大変であろうと思います。医療費の順番といたしましては、重度医療が第一優先されまして、その次にひとり親、そして乳幼児という形でいろいろな形で医療費助成をしておりますけれども、限られる財政の中で総合的に考えて、事業をやってまいりたいと考えております。

○議長（古館繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 経済的理由で受診を我慢して控えることは、本当に病気の重症化にもつながります。また、家庭の経済をも圧迫して貧困につながるなど、悪の連鎖を引き起こすことになりかねません。ひとり親の家庭の生活環境を守るためにも、ぜひ見直し

を要望いたします。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、直ちに見直しというよりまず実態の把握をしながら、その実態に応じて対応しなければいけないと思っております。

今回の予算編成でも、職員の予算編成会議でもちょっと言わせていただいたのですが、いろいろな物差しを当ててお金をシフトしていかないと、なかなかあり余る財源でないで、限られた財源の中でどうやって選択をしたり、重点化したり、資金を振り向けていくかということが課題なので、いずれにしる中身を十分精査する中で、町民の皆さんのためにということであれば、そういう物差しもひとつ持ちながら対応していきたいと、そのように思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 以上で、3番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 6時05分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員